

青森県すこやか福祉事業団

基本計画

(令和8年度～令和12年度)

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

【目 次】

青森県すこやか福祉事業団基本方針

青森県すこやか福祉事業団【事業一覧】

第1章 基本計画策定の趣旨

- 1 新たな基本計画の策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 各所属の計画

- 1 障害児入所施設八甲学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 養護老人ホーム安生園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 障害者総合福祉センターなつどまり
 - 3-1 障害者支援施設しらかば寮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 3-2 障害者支援施設さつき寮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 4 青森県長寿社会振興センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 5 青森県発達障がい者支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 6 ライフサポートあおば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 7 就労サポートセンターさつき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 8 特別養護老人ホームすこやか苑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 9 就労サポートセンターはくちょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 10 青森障害者就業・生活支援センターすこやか・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

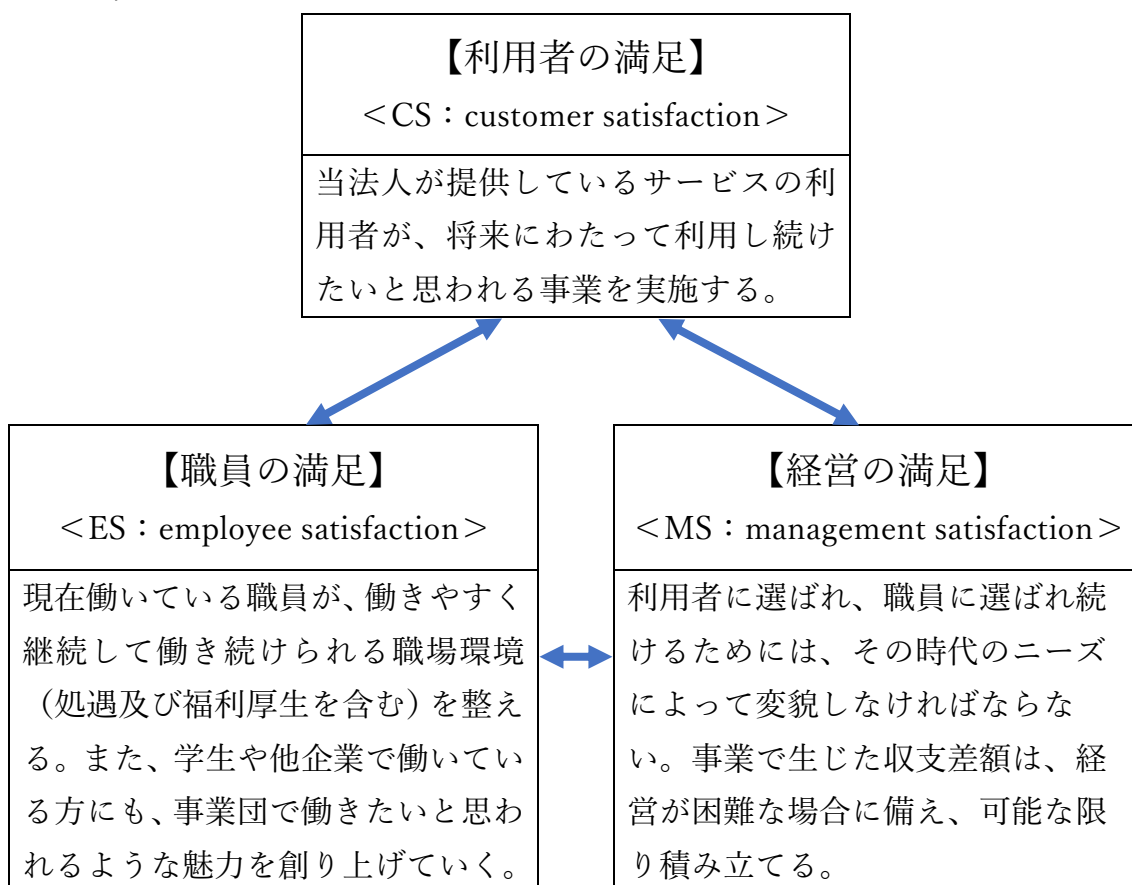
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団基本方針

1 法人理念（平成 28 年度制定）

私たちは、すべての人がお互いに尊重し合い、安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

2 経営改革の基本方針（平成 31 年 3 月 13 日通知）

次のいずれかが優先されるものではなく、三つの要素の最適なバランスを求めることを原則とする。



3 職員倫理綱領

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団は、確固たる倫理観を共有し、専門的知識と技能によって、利用者の自己実現と県民福祉の向上に貢献していくことを宣言し、ここに職員倫理綱領を定める。

- 第1条 個人の尊厳の尊重
- 第2条 体罰等の禁止
- 第3条 プライバシーの保護
- 第4条 不正行為の禁止
- 第5条 意見を表明する権利の保障
- 第6条 知る権利の保障
- 第7条 自己決定の尊重
- 第8条 社会参加の尊重
- 第9条 質の高い専門的サービスの提供
- 第10条 地域への貢献

令和7年度青森県すこやか福祉事業団【事業一覧】

事業所名		サービス名
1 事務局		
法人本部		
県民福祉プラザ管理室		県民福祉プラザ受託経営事業 県民福祉プラザ自主事業
2 八甲学園		
障害児入所施設八甲学園		福祉型障害児入所施設 児童短期入所事業（空所利用型）
生活介護事業所はっこう		生活介護事業
就労継続支援事業B型事業所はっこう		就労継続支援事業B型
共同生活援助事業所サンハウス		共同生活援助事業八甲学園
相談支援事業所あおば		計画相談支援事業あおば 障害児相談支援事業あおば
3 安生園		
養護老人ホーム安生園		養護老人ホーム安生園
ヘルパーステーションあんじょう		老人居宅介護等事業安生園 福祉有償運送事業安生園
居宅介護支援センターあんじょう		居宅介護支援事業安生園
4 障害者総合福祉センターなつどまり		
障害者支援施設しらかば寮		施設入所支援 生活介護 短期入所（空所利用型）
障害者支援施設さつき寮		施設入所支援 生活介護 短期入所（空所利用型）
相談支援事業所なつどまり		計画相談支援事業なつどまり 障害児相談支援事業なつどまり 日中一時支援事業なつどまり
5 ライフサポートあおば		
キッズサポートあるふぁ		児童発達支援あるふぁ 放課後等デイサービスあるふぁ 保育所等訪問支援あるふぁ
デイサービスセンターすこやか		放課後等デイサービスすこやか 障害児等療育支援事業
チャレンジサポートすこやか		放課後等デイサービスチャレンジサポートすこやか 保育所等訪問支援チャレンジ
6 就労サポートセンターさつき		
就労サポートセンターさつき		就労継続支援事業B型 放課後子ども教室推進事業（平内町委託事業） 就労定着支援事業 生活塾事業（自主事業）
7 特別養護老人ホームすこやか苑		
特別養護老人ホームすこやか苑		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （介護予防）短期入所生活介護
8 就労サポートセンターはくちょう		
就労サポートセンターはくちょう		就労継続支援事業B型 共同生活援助（介護サービス包括型）
9 青森障害者就業・生活支援センターすこやか		青森労働局・青森県受託事業
10 長寿社会振興センター		青森県受託事業
11 青森県発達障害者支援センター		青森県受託事業

第1章 基本計画策定の趣旨

1 新たな基本計画策定の目的

当事業団では、今後の経営の指標として平成31年1月22日に「経営改革の基本方針」を示しており、その中で次の「3つの要素」の最適なバランスを求めることを原則としている。

【考え方の原則】

①利用者の満足<CS:Customer Satisfaction>

当法人が提供しているサービスの利用者が将来にわたって利用し続けたいと思われる事業を実施する。

②職員の満足<ES:Employee Satisfaction>

現在働いている職員が、働きやすく働き続けられる職場環境（処遇及び福利厚生を含む）を整える。また、学生や他企業で働いている方にも、事業団で働きたいと思われるような魅力を創り上げていく。

③経営の満足<MS:Management Satisfaction>

利用者に選ばれ、職員に選ばれ続けるためには、その時代のニーズによって変貌しなければならない。事業で生じた収支差額は、経営が困難な場合に備え、可能な限り積立てる。

この3つのバランスは、常に一定ではなく変化している。最適なバランスを維持するためには定期的に経営の見直しを行い、変化に迅速に対応できる必要がある。そのため、基本計画についてもこの基本方針の考え方をもとに策定する。

(1) 計画期間の見直し

令和5年～令和7年の前回の基本計画は、計画期間を3年間に設定していたが、計画期間の短さもあったため、期間の見直しを行い5か年という期間で計画を策定することとした。それにより、現実的な目標設定と柔軟な対応が可能となり、これまでの短期的な視点だけでなく、社会情勢や地域ニーズの変化に対応できる中長期的な経営戦略を立てることができる。また、財政面においては、中長期的な収支の見通しを立てることができ、財政基盤の強化が可能となる見込みである。

基本計画を5か年とすることにより、既存事業の充実や新規事業の展開を計画的に進め、事業の安定と拡大に繋がれるというメリットもあるため、計画期間を5年間とする「基本計画」という位置づけで策定する。

第2章 各所属の計画

各所属が掲げる基本理念や基本方針の実現のために、計画期間内に掲げる各所属の計画を下記により策定する。

1 基本構成

【各所属の基本理念や基本方針】（表紙）

1 概要

各所属や事業等の設立経緯等について

2 課題

経営上の課題や、今後想定される課題などについて

3 課題への対応

様々な課題に対する取組み内容や年次計画について

2 各所属の基本計画

番号	所属名
1	障害児入所施設八甲学園
2	養護老人ホーム安生園
3	障害者総合福祉センターなつどまり
3-1	障害者支援施設しらかば寮
3-2	障害者支援施設さつき寮
4	青森県長寿社会振興センター
5	青森県発達障がい者支援センター「ステップ」
6	就労サポートセンターさつき
7	ライフサポートあおば
8	特別養護老人ホームすこやか苑
9	就労サポートセンターはくちょう
10	青森障害者就業・生活支援センターすこやか

1 障害児入所施設八甲学園



基本理念

- (1) 利用者の尊厳
利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりを大切にされた適切な支援を提供します。
- (2) 自立支援
利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、社会との接点を大切にしながら支援します。
- (3) 安心した生活
利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- (4) 地域との連携
共生・共助の地域づくりに貢献します。

基本方針

- (1) 利用者の基本的人権が、あらゆる支援の中で保障されるよう努めます。
- (2) 利用者が安心して豊かな生活を営めるよう、一人ひとりの思いに寄り添い支援します。
- (3) 利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営に努めます。

〒030-0132

青森市大字横内字桜峰63-1

TEL：017-738-2104

FAX：017-738-2116

ホームページ：URL <http://www.jomon.ne.jp/hakkou/>

1 概要

八甲学園では、現状、①福祉型障害児入所施設（こども支援課：児童入所定員 10 人、短期入所事業（空床型）含む）に入所している障害児に日常生活の支援及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う事業、②生活介護事業（生活介護事業所はっこう：定員 20 人）に日中帯通所する障害者に対し排泄及び食事等の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助等を行う事業、③計画相談支援事業及び障害児相談支援事業（相談支援事業所あおば）では、障害者又は障害児その保護者の意向等に沿い、福祉サービスの申請（変更申請）を行うとともに、サービスを利用する利用者等の心身の状況、置かれている環境、その他の事情を勘案し「サービス等利用計画案」を作成する事業、④就労継続支援 B 型事業（就労継続支援 B 型事業所はっこう：定員 20 人）通所による障害者で一般の企業（事業所）に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う場として支援する事業、⑤共同生活援助事業（共同生活援助事業所サンハウス：定員 57 人）は、障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介助その他必要な日常生活上の援助を行う事業の 5 事業を運営しており、各事業の今後のあり方・展開のほか、建物の老朽化も課題となっており、今後検討が必要な状況となっている。

2 課題とその対応

（1）建物の老朽化と今後の効率的活用

① 課題の概要

八甲学園の建物は築 37 年が経過し、老朽化を踏まえ建物診断を令和 5 年度に実施した。今後は、長寿命化に向けた改修計画を立てる上で、実施すべき改修及びその費用の捻出が課題である。

共同生活援助事業（グループホーム）では、青森市内に賃貸借物件として 10 棟あり、環境整備及び修繕については随時行っていくが、老朽化を含め必要な場合は移転を検討することが課題である。

② 課題の取組

建物診断を基に改修箇所の優先順位付を精査し、改修計画を立て、建物の長寿命化を図る。改修費用に関しては、小規模な改修は随時又は計画に沿い実施するが、大規模な改修には、各種助成金等の活用も含め、検討しながら執行できるよう取り組む。

共同生活援助事業では、今後移転が必要な状態となった場合速やかに対応できるよう、一軒家タイプ、アパートタイプともに物件情報の収集を継続する。

（2）安定した経営基盤の強化

① 課題の概要

障害児入所事業では、18 歳に達した時点で児から者へ移行支援するにあたり、強度行動障害のようなタイプの児童は移行先が非常に難しい状況にあり、本基本計画中の 5 年間にも複数人の児童が 18 歳に達する（特別支援学校高等部卒業）ため、成人施設等への移行を遅滞なく進めていくことが課題である。また、近年は少子高齢化と在宅福祉サービスの充実により、在宅生活の志向が増えてきているとともに、本県は児童措置率も全国的に低く、措置児童及び施設入所を希望する児童は減少傾向にあるため、定員 10 人の満床を維持する

ことが難しく課題である。

生活介護事業では、特別支援学校卒業生やグループホーム利用者の重度・高齢化により、生活介護事業の必要性が増していることから、受け入れに備えているが、現行定員では、利用率が上限に近く、新規利用者の受け入れが難しい現状である。定員の増員を検討し、より経営基盤の強化に繋がる方策を早急に検討する必要がある。また、契約利用者の他施設への移行等もあり、利用率の低下を招く状況も想定されるため、利用者の契約解除があった場合の速やかな新規利用者の獲得が課題である。

相談支援事業では、令和6年度報酬改定により、それ以前よりも収支が安定したものの、依然として厳しい経営状態が続いている。新規計画の作成やモニタリング頻度を利用者の状態像に応じて適正に増やすことや新規利用者を確保することが課題となっている。

就労継続支援B型事業では、工賃区分「2万円以上2万5千円未満」を算定しているが、利用率が上限に近く、これ以上の新規利用者を受け入れすることもできず、収入面で頭打ちとなっていることから、工賃区分を次の区分に上げることが課題である。

共同生活援助事業（グループホーム）では、空床は収入減だけではなく家賃経費の持ち出しという支出増にも繋がることから、常に満床を目指し、空床がある場合には速やかに新規利用者を獲得することが課題である。

② 課題の取組

障害児入所事業では、法人内の成人施設である障害者支援施設等との連携を強化し、法人内のスケールメリットを活かした移行支援を進める。また、児相等の関係機関との情報共有を密にし、空床が出る状況を積極的に情報提供することで、利用者獲得に繋げ、可能な限り満床を維持する。

生活介護事業では、定員の増員に向け、令和10年度からのサテライト事業所の新設を目指し、現行定員を維持しながら、定員増員した際にスムーズに移行するための準備を進め、利用率120%超の運営を目指す。

相談支援事業では、今後も高い報酬単価取得のため、主任相談支援専門員を配置するとともに、機能強化型体制加算を取得し、職員配置や手厚い体制を継続しながら、該当する加算を積極的に算定し収入増を目指す。

生活介護事業及び就労継続支援B型事業では、利用率が上限に達する見込みのため、利用者の欠員が出た際に速やかに新規利用者を獲得できるように、引き続き相談支援事業所や特別支援学校などの関係機関へのPR活動を継続し、随時利用希望者の掘り起こしを行い、新規利用者の獲得に努める。かつ、就労継続支援B型事業では、支援の質の向上、余暇支援の充実、工賃の向上を図り、利用者にとって魅力ある事業所作りに取り組む。

共同生活援助事業では、サビ管2人体制での受入れ可能な最大定員60人を目指し、定員の増員と新規利用者の獲得をする。定員60人の安定運営を見込めるまでは、当面大規模減算を受けながら運営するとともに、6人程度入居可能な条件の良い賃貸物件を検討し、将来的には男女共同生活のグループホームの内の一棟を女性専用のグループホームに転換し、男性・女性それぞれ分けたグループホームへの運営転換も検討しながら、相談支援事業所等へ利用者募集に関する情報を積極的に提供するとともに、園内生活介護事業所や就労継続支援B型事業所と連携して新規利用者獲得と定着に取り組む。

(3) 地域との連携強化

① 課題の概要

各事業では、より地域に根ざした事業運営を行うため、地域と連携することが課題である。また、地域が求める福祉ニーズの把握や、ニーズに基づいた地域貢献についての強化も課題である。

共同生活援助事業（グループホーム）では、関係機関（就労先、通所先、相談支援事業所等）と利用者に関する情報共有をし、より積極的な連携した支援が必要である。また、令和7年度から義務化された地域連携推進会議については、災害対策も含め地域・町内会等との連携の強化が課題である。

② 課題への取組

周辺地域、町内会等の行事や会合へ積極的に参加し、地域福祉ニーズを収集しながら、施設として協力、貢献できる内容に取り組むことにより、これまで以上に相互の理解、協力を深めて地域との連携を強化し、また、地域が求める福祉ニーズの一助となる事業運営や地域貢献に努める。

相談支援事業では、青森市自立支援協議会への参画をすることで、地域の課題やニーズを把握し、地域との連携を強化していく。

共同生活援助事業（グループホーム）では、利用者の就労先（一般就労）、日中活動先、相談支援事業所等関係機関へ定期的な訪問・連絡を行い、信頼関係を構築する。また、災害対策の取り組みや地域連携推進会議の運営にあたっては、町内会等地域との交流を深める体制を作り、連携強化に取り組むことで、地域で利用者が安定した生活をするための支援を行う。

(4) 利用者主体の支援と人材育成

① 課題の概要

各事業では、利用者の支援区分や様々な障害特性等に応じた利用者主体の支援を安定的かつ継続して提供していく必要がある。そのためにも、職員一人ひとりの支援スキルの維持・向上が求められる他、人事異動や新採用者など未経験者や支援経験の少ない職員が業務に従事した場合でも、サービスの質を維持・向上させるための人材育成が課題となっている。

② 課題への取組

適正なアセスメントやモニタリング等を通じて障害特性や状況に応じた個別のニーズを把握し、利用者の意志を尊重した支援計画に基づいた利用者主体の個別化された支援を安定的かつ継続して提供していく。また、各事業の業務マニュアル等を再整備するとともに、知識習得とスキルアップのための研修参加及びOJT、OFF-JTを充実することで、職員全体の支援の質の向上を図る。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
建物の老朽化と今後の効率的活用					
【園全体各事業共通】 ・建物診断を踏まえた改修計画及び改修執行。	検討	準備 実施	→	→	→
【共同生活援助事業】 ・グループホーム移転時の物件情報の収集。	継続	→	→	→	→
① 安定した経営基盤の強化					
【障害児入所事業】 ・入所児童の施設移行支援を遅滞なく進める。 ・定員 10 人の満床を維持する。	継続 継続	→ →	→ →	→ →	→ →
【生活介護事業】 ・サテライト化へ向けて、利用者獲得を進める。 ・本体とサテライトとの支援プログラムの組み直しを検討する。	準備 準備	準備 準備	○ ○ 実施 実施	継続 継続	→ →
【相談支援事業】 ・加算取得のため、手厚い人員配置をする。	継続	→	→	→	→
【生活介護事業・就労継続支援 B 型事業】 ・利用者獲得のための P R 活動を進め利用希望者の掘り起こしを行い新規利用者の獲得に努める。	継続	→	→	→	→
【就労継続支援 B 型事業】 ・段階的に工賃向上を図り、基本報酬を一段上の「2 万 5 千円以上 3 万円未満」区分を目指し収入増を図る。	継続	○ 実施	継続	→	→
【共同生活援助事業】 ・相談支援事業所等へ利用者募集に関する情報提供をする。 ・園内生活介護事業所や就労継続支援 B 型事業所と連携して新規利用者獲得と定着に取り組む。 ・上限の定員 60 人まで増員する。	継続 継続 準備	→ → 準備	→ → ○ 実施	→ → 継続	→ → →
② 地域との連携強化					
【園全体各事業共通】 ・周辺地域、町内会等の連携を強化する。 ・地域が求める福祉ニーズの情報収集とニーズの一助となる事業運営に努める。	継続 継続	→ →	→ →	→ →	→ →
【共同生活援助事業】 ・利用者の就労先、日中活動先、相談支援事業所への定期的な訪問・連絡をする ・町内会等地域との交流を深める体制づくりをする。	○ 実施 ○ 実施	継続 継続	→ →	→ →	→ →
③ 利用者主体の支援と人材育成					
【園全体各事業共通】 ・支援スキル、サービス内容の維持・向上のため、研修等により支援の定型化を図る。 ・個別ニーズを把握し、個別化された支援を提供する。 ・業務マニュアルの再整備とスキルアップのための研修に参加する。	継続 継続 継続	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →

(2) 収支計画

【八甲学園拠点全体】

(単位：千円)

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	442,455	491,751	536,223
支出(b)	399,717	421,089	495,581
収支差額 (a)-(b)	42,738	70,662	40,642

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	509,580	518,500	525,500	531,500	541,500
支出(b)	487,251	493,500	493,500	497,500	505,500
収支差額 (a)-(b)	22,329	25,000	32,000	34,000	36,000

① 障害児入所事業

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	136,927	144,898	150,942
支出(b)	119,332	124,629	153,951
収支差額 (a)-(b)	17,595	20,269	△3,009

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	148,623	150,000	150,000	150,000	150,000
支出(b)	141,700	145,000	142,000	142,000	142,000
収支差額 (a)-(b)	6,923	5,000	8,000	8,000	8,000

令和8年度 変圧器交換改修 4,700千円(固定資産 建物) 令和9年度 A重油貯蔵地下タンク内改修 3,000千円(固定資産 構築物)

② 生活介護事業

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	105,689	117,626	127,748
支出(b)	88,382	92,468	117,415
収支差額 (a)-(b)	17,307	25,158	10,333

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	124,342	125,000	128,000	134,000	144,000
支出(b)	116,979	117,500	117,500	121,500	129,500
収支差額 (a)-(b)	7,363	7,500	10,500	12,500	14,500

③ 相談支援事業（計画、障害児相談）

内 訳	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (決算見込)
収入(a)	10,342	12,690	33,692
支出(b)	13,685	14,295	15,719
収支差額 (a)-(b)	△3,343	△1,605	17,973

内 訳	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	13,082	13,500	13,500	13,500	13,500
支出(b)	15,945	16,000	16,000	16,000	16,000
収支差額 (a)-(b)	△2,863	△2,500	△2,500	△2,500	△2,500

④ 就労継続支援 B 型事業

内 訳	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (決算見込)
収入(a)	80,310	94,658	100,754
支出(b)	77,344	86,077	94,664
収支差額 (a)-(b)	2,966	8,581	6,090

内 訳	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	102,145	106,000	106,000	106,000	106,000
支出(b)	97,126	99,000	99,000	99,000	99,000
収支差額 (a)-(b)	5,019	7,000	7,000	7,000	7,000

⑤ 共同生活援助事業

内 訳	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (決算見込)
収入(a)	109,187	121,879	123,087
支出(b)	100,974	103,620	113,832
収支差額 (a)-(b)	8,213	18,259	9,255

内 訳	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	121,388	124,000	128,000	128,000	128,000
支出(b)	116,501	116,000	119,000	119,000	119,000
収支差額 (a)-(b)	5,887	8,000	9,000	9,000	9,000

4 今後の方向性

建物や付属設備について、令和5年度に実施した建物診断を基に現状把握ができた。これを踏まえ、建物の長寿命化を図り、計画的な改修執行を目指すところであるが、築年数や建物の状態を考慮した場合、建替への方向性も勘案しながら、改修費用等を含め検討を重ねていく必要がある。

障害児入所事業では、この数年間、少子化や在宅福祉サービスの充実、行政からの措置ケースの減少等の要因から入所定員縮小を進め、18歳以上の利用者入所支援についても国の指針により成人施設移行の流れに沿い、入所支援の今後のあり方や方向性をより安定的なものとするため、令和3年度から変更した定員10人の定着を図るよう運営してきたところであるが、今後も契約入所に比べ収入が多く、緊急度や支援の必要性が高い措置児童に重点を置き、可能な限り多くの措置児童の入所を定着させ、令和8年度からの次期5年間においても定員10人の満床を維持する。

生活介護事業では、令和10年度サテライト事業所の新設を見据え、令和9年度末には定員を30人に増員し、一部利用者が現行事業所からサテライト事業所へのスムーズな移行ができるように、支援プログラムの見直しやグループの再編を検討した上で、令和10年度第1四半期中での開設を目標に準備を進めていく。また、令和12年度中までにはさらに契約者数を上限45人まで増やし、収入増に向けて取り組む。

相談支援事業では、現在配置している相談支援専門員2人のいずれも主任相談支援専門員の資格を有することや、より質の高い相談支援サービスを提供するための事業所とされる「機能強化型体制加算」等の高い加算を継続して取得することにより、赤字収支の改善を図る。

就労継続支援B型事業では、すでに利用率の上限に近づいており、新規受け入れが困難であるが、欠員した場合には速やかに新規契約者を補充することで、収支の安定を図る。また、令和6年度から開始した給食班では、安定した売上げの目途が立ったことで、令和9年度から工賃の向上を図り、基本報酬を一段階上の区分「2万5千円以上3万円未満」にすることで収入増を目指す。また、新規利用者獲得のためのセールスポイントとなるように、その後も工賃向上に取り組んでいく。

共同生活援助事業（グループホーム）では、継続して満床を維持することを目指し、現行57人定員から令和10年度までに段階的に60人まで定員の増員をしながら運営していく。また、新たに条件の良い賃貸物件1棟（一軒家またはアパート）が見つかった場合には、事業の全体運営グループホームを11棟とし、現状1棟の女性専用グループホームを2棟に増やし運営転換することも検討し、現状の大規模住居減算となっている男女共同生活のグループホームである『サンハウス』と『おくのハウス』をそれぞれ定員7人に戻し、減算を解消する。また、当グループホームは全10棟が利用者の支援区分により非スプリンクラー設置となっているが、今後利用者の重度化・高齢化により支援区分が上がる場合には計画的にスプリンクラーの設置についても検討する。

2 養護老人ホーム安生園



【基本理念】

利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活ができるように真心を持って支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2 個々の利用者が有する能力に応じて、自立した自分らしい生活が送れるよう支援し、明るく家庭的な雰囲気のある、笑顔あふれる施設づくりに努めます。
- 3 利用者・家族・地域との結び付きを大切にし、信頼される施設運営に努めます。
- 4 地域貢献など時代のニーズに即した施設運営及び事業展開に努め、安生園の有する機能（養護老人ホーム安生園、ヘルパーステーションあんじょう、居宅介護支援センターあんじょう）が連携し、安定的経営基盤の確保に努めます。

〒030-0947

青森市大字浜館字間瀬 85 番地 1

T E L : 017-741-4301

F A X : 017-741-4344

1 概要

養護老人ホーム安生園は、昭和 26 年に生活保護法による養老施設として開設され、昭和 38 年に老人福祉法制定に伴い養護老人ホームとして、生活困窮者、DV 被害者、心身機能の衰えにより一人暮らしが困難な方、触法者、精神病院を退院した方、愛護手帳を所持する方など、様々な事情を抱えた方々を青森市他、県内市町村からの依頼を受け、定員 100 人の措置施設として、利用者支援にあたってきた。平成 18 年度から、「ヘルパーステーションあんじょう」と「居宅介護支援センターあんじょう」、平成 26 年度には、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）」を開始し、利用者サービスの向上に努めている。

また、入所者の減少により、令和 6 年 4 月から定員を段階的に削減し、令和 7 年 12 月からは入所定員 60 人とし事業運営をしている。

2 課題とその対応

(1) 施設移転に伴う定員の変更及び利用者の施設移行

① 課題の概要

安生園入所事業では、令和 7 年度から段階的に定員を削減しており、令和 10 年度からは、事業行終了後の特別養護老人ホームすこやか苑建物に移転し、定員 39 人として事業運営することとしている。定員削減に伴う利用者の施設移行については、園内で検討会議を重ね、利用者の意思確認及び身体特性にあった施設移行等を丁寧に行っていく必要がある。

② 課題への取組

定員変更については、行政機関及び関係団体等と連携を強化し、計画的に実施していく。

利用者の施設移行については、利用者の人権を尊重し、措置機関及び居宅介護支援事業所・地域包括支援センターを始めとする関係機関と連携を強化し、利用者の施設移行及び在宅復帰の生活の場を提供していく。

(2) 安定的経営基盤の強化

① 課題の概要

安生園入所事業では、経済的または環境上の理由により、自宅等での生活が困難になった自立した高齢者のセーフティネット的な役割を果たしてきたが、昨今の措置控えにより措置費での運営が厳しい状況にあることや増加する介護ニーズに応えるために、養護老人ホームにおいて事業展開が可能となった特定施設入居者生活介護の取得を目指す必要がある。また、ヘルパーステーションあんじょう、居宅介護支援センターあんじょうでは、安生園定員削減に伴って契約者数が減少することから、今後の事業所運営について事業終了も見据えた方向性を検討する。

② 課題への取組

安生園の既存の建物や設備において特定施設入居者生活介護指定を受けるためには、大幅な改修費用が見込まれることから、特定施設入居者生活介護指定については、令和 10 年度の施設移転に併せ、特別養護老人ホームすこやか苑建物を使用した特定施設入居者生活介護指定を目指すこととする。また、指定を取得するサービス種別については、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 9 期・第 10 期意向調査において、青森市と連携し一般型又は地域密着型のどちらかの取得を目指す。

ヘルパーステーションあんじょう及び居宅介護支援センターあんじょうについては、安生園入所事業が、令和10年度からの施設移転及び特定施設入居者生活介護指定取得により契約者数が減少していくことを見据え、ヘルパーステーションあんじょうでは、令和8年度より段階的に事業所を縮小し、令和9年度を以って事業終了を予定する。居宅介護支援センターあんじょうについては、令和8年度中に安生園利用者の施設移行の見通しが立つことから令和8年度を以って事業終了を予定する。

(3) 建物の老朽化

① 課題の概要

昭和58年に竣工した園舎は築42年が経過している。構造体はRC構造で耐震性などは強固な建物だが、建物の外壁塗装の劣化や付帯設備、ボイラーを含む配管設備関係やナースコール設備などの老朽化が著しく、令和10年度の施設移転までの期間においても利用者の生活に不便が生じないよう随時修繕にあたらなければならない状況にある。

② 課題への取組

既存施設における付帯設備の老朽化や更新時期が既に経過し、利用者の日常生活に支障をきたす恐れがあるものについては、令和10年度からの施設移転を見据え、修繕箇所の優先順位と今後の建物の有効活用を考慮し計画的に修繕を進める。

(4) 利用者主体の支援

① 課題の概要

養護老人ホームの入所基準は、原則65歳以上の環境上の理由や経済的理由により生活が困難で、概ねADLが自立した方を対象とする施設であるが、要介護状態の方や三障害（身体障害、知的障害、精神障害）を有する方、DV被害者、触法者など、入所する利用者が多様化してきていることから、個々の特性に応じた支援が求められている。

また、ADLが低下し、園での生活が困難になる利用者を予防し、園生活を継続できる取り組みが必要になっている。

② 課題への取組

様々な特性を持った利用者が増え、支援も多様化してきていることから、職員の人材育成をとおして、利用者個々の状態に即した生活支援の展開に努める。

安生園で生活が持続できるように、自主的に生きがいを持ち生活できるよう「身体機能低下予防」に向けた転倒予防体操、「認知機能活性化」に向けた音楽療法や各種クラブ活動、「生活機能低下予防」に向けた口腔衛生や栄養指導、魅力ある食事提供など、個々の利用者の特性にあわせて総合的に取り組んでいく。

(5) 人材育成

① 課題の概要

高齢者支援事業では、利用者の身体、認知機能や様々な特性等に応じた支援を継続して提供していく必要があり、個々の職員の支援スキルの維持・向上が必要である。また、新規採用者や人事異動に伴い配置された職員でも、統一されたサービスを提供するための支援力の強化が課題となっている

② 課題への取組

利用者から信頼される職員であることと現場での支援力強化のため、判断力「健康管理、

リスクマネジメント」、対応力「問題解決、人権擁護」、伝達力「報・連・相、記録・5W1H」、率先力「行事、余暇支援」を身に着けることを目的に研修や実践指導を行う。また、部署ごとの各種支援マニュアルを再整備し、マニュアルに基づいた支援を目指す。

並行して、令和10年度から特定施設入居者生活介護事業取得を見据え、介護技術の向上が求められることから、積極的に研修等へ参加し、介護技術を身につけ職員全体の支援の質の向上に努める。

(6) 地域との連携強化

① 課題の概要

安生園入所事業では、地域に根差した開かれた施設として、継続して地域と連携することが必要である。また、今後の施設移転に伴う敷地管理を含む施設運営においても積極的に近隣の地域資源を活用することが課題である。

② 課題への取り組み

今後も継続して周辺地域や町内会等の行事等へ積極的に参加することにより、地域ニーズを把握し、地域に貢献できるように取り組む。また、近隣の地域資源である青森保健大学ボランティアサークルや地域防災協力隊等の地域ボランティアと連携を強化し、今後の施設運営に努める。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①施設移転に伴う定員の変更及び利用者の施設移行					
【高齢者支援課】 ・定員変更及び利用者の施設移行をする	○ 実施	→ 継続			
②安定的な経営基盤の強化					
【高齢者支援課】 ・特定施設入居者生活介護申請・取得	○ 実施(申請)	→ 継続	→ 実施(取得)		→
【ヘルパーステーションあんじょう】 ・閉所に向けたサービス提供。	○ 実施	→ 終了	—	—	—
【居宅介護支援センターあんじょう】 ・閉所に向けた適切な引継ぎ。	○ 実施・終了	—	—	—	—
③建物の老朽化					
【園全体各事業共通】 ・施設移転を見据えた計画的な修繕	○ 実施	→ 継続			→
④利用者主体の支援					
【高齢者支援課】 ・個々の特性に応じた生活支援	○ 実施	→ 継続			→
⑤人材育成					
【園全体各事業共通】 ・マニュアルに基づいた支援、職員全体の支援の質の向上	○ 実施	→ 継続			→
⑥地域との連携強化					

【園全体各事業共通】	○				
・継続した地域との連携・貢献	実施	継続			→
・地域資源の活用	○				
	実施	継続			→

(2) 収支計画

【安生園拠点全体】

(千円)

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	226,526	214,143	189,698
支出(b)	238,492	250,202	221,018
収支差額 (a)-(b)	△11,966	△36,059	△31,320

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	165,086	141,123	123,508	142,304	151,047
支出(b)	193,658	169,959	122,784	139,703	144,436
収支差額 (a)-(b)	△28,572	△28,836	724	2,601	6,611

① 養護老人ホーム安生園

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	133,759	123,712	123,508	142,304	151,047
支出(b)	155,836	150,712	122,784	139,703	144,436
収支差額 (a)-(b)	△22,077	△27,000	724	2,601	6,611

② ヘルパーステーションあんじょう

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)
収入(a)	19,346	17,411
支出(b)	19,247	19,247
収支差額 (a)-(b)	99	△1,836

③ 居宅介護支援センターあんじょう

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)
収入(a)	11,981
支出(b)	18,575
収支差額 (a)-(b)	△6,594

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

安生園入所事業では、これまで、入所定員 100 人を維持するため経営努力してきたが、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度と入所者数の減少とそれに伴う措置費収入の減少により収支状況の悪化が続いたことから、令和 6 年 4 月より入所定員を段階的に削減し、令和 6 年 5 月からは入所定員 80 人とし事業運営をした。定員削減後も入所者数の維持に努めてきたところではあるが、令和 6 年度においては、定員の 80 人を大きく割り込む状況となった。また、収支状況についても定員の削減とともに改善を目指してきたところであるが、施設の老朽化に係る修繕費の増加や入所者数の減少が続いたことから、令和 6 年度においても改善を図ることができなかった。このことから、法人内において、今後の運営と収支状況の見通しについて検討した結果、令和 9 年度末で事業廃止とする特別養護老人ホームすこやか苑建物に安生園を移転させることとした。今後は、令和 10 年 4 月からの施設移転を見据え、定員を令和 8 年 7 月に 50 人とし、併せて定員見直しに係る利用者の施設移行支援や安定的経営基盤を強化するための特定施設入居者生活介護の取得を計画的に進め、令和 10 年 4 からは、定員 39 人での事業運営を目指すこととする。また、人材育成による支援力の強化に取り組み、快適な生活環境の提供と利用者の人権や意思を尊重した支援の充実を目指していく。

ヘルパーステーションあんじょうでは、安生園移転及び特定施設入居者生活介護取得に伴い契約利用者が減少していくことになるが、今後も継続して入所利用者のニーズを見出し、サービスの掘り起こしを行うとともに令和 9 年度事業終了を見据えたサービスを提供していく。

居宅介護支援センターあんじょうでも、安生園の施設移転に伴って契約利用者が減少することから令和 8 年度を以って事業終了予定であるが、事業終了にあたっては、契約利用者の意向を尊重し、併せて近隣の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと連携を強化して適切な引継ぎを実施していく。

3 障害者総合福祉センターなつどまり

3-1 障害者支援施設しらかば寮



【基本理念】

利用者一人ひとりが安心して、明るく楽しい生活が送れるように真心をもって支援します

【基本方針】

- 1 利用者の立場に立って、一人ひとりの権利を守ります
- 2 潤いと生きがいのある生活が送れるよう、よりそう支援や介護ケアを行います
- 3 利用者、家族、職員が一体となり相互の幸せを目指します
- 4 地域とのつながりを大切にし、信頼される施設を目指します
- 5 いつも笑顔のある職場づくりに努めます

〒039-3364

平内町大字小豆沢字茂浦沢 38 番地

TEL : 017-755-4001

FAX : 017-755-4919

HP : <http://www.natudomari.jp/>

1 概要

しらかば寮は、昭和 53 年に知的障害者更生施設として開設した。重度の障害があっても安心して明るく楽しい生活を送ることができるよう、一人ひとりの能力や適性に応じたサービスを提供する障害者支援施設である。

実施事業は施設入所支援事業（定員 80 人）、生活介護事業（定員 80 人）、短期入所事業（空床型）日中一時支援事業（平内町委託事業）である。

2 課題とその対応

（1）利用者支援の充実

① 課題の概要

令和 7 年 9 月末時点で、利用者の障害支援区分の平均が 5.4 となっており、そのうち障害支援区分の 5 と 6 の方の割合が全体の 86% を占めている。行動障害を併せ持つ利用者への対応について、職員の基礎対応力やチームでの検討力の向上、個別の利用者に合わせた支援方法やハード面を含めた環境整備、利用者の意向を尊重した支援の推進が必要となる。

高齢者支援では、65 歳以上の割合が全体の 28% を占め、加齢や疾病による身体機能や認知機能、嚥下機能等の低下により、介護の度合いや ADL の低下を来す利用者が増加傾向にある。特に、肺炎や転倒に伴う骨折等により、長期的な有病率（通院・入院等）の割合が高くなっていることから、利用者一人ひとりの障害特性、心身の状態に応じた個別支援の充実が求められる。

② 課題への取組

行動障害を併せ持つ利用者に合わせて支援方法を獲得するため、外部研修の参加、内部での勉強会の実施や支援方法の検討力の向上（会議の在り方の見直し等）が必要不可欠である。外部からの視点を取り入れる上でも、発達障がい者支援センターのコンサルテーション等を活用していく。

高齢者支援においては、心身の機能低下に対する予防的ケアとして、協力医療機関等の指導・助言を求めながら、より専門的な視点でリハビリや介護予防活動を取り入れ、個別ケアを充実させる。また、介護技術研修等にも職員を計画的に参加させ、介護スキルの向上を図る。さらに、利用者の心身の状態の変化を家族や身元引受人へ定期的に情報提供し、本人及び家族の意思を尊重した介護保険施設等への移行を進めていく。

利用者の生きがいづくりについては、個別・小グループでの外出活動や本人の意向に沿った趣味的活動を日中活動へ取り入れ、日々の生活に充実感を持てるよう取り組む。

（2）安定的経営基盤の強化

① 課題の概要

しらかば寮設立より 48 年を迎え、初期に入所した利用者の退所が多くなっている。主な要因は疾病や肺炎等を引き起こし、医療機関への入退院を繰り返すことで亡くなるケースが多く、定員 80 人を満たしても上記の理由で定員を割る傾向は高くなっている。

② 課題への取組

令和 7 年 9 月末時点で定員 80 人を満たしているが、退所者が出た場合、速やかに定員を確保できるよう、入所待機者の確保と空床期間の短縮に努める必要がある。そのため、入

所を希望する方の見学受け入れ及び待機者としての確保、相談支援事業所や関係機関等との連携を図り定員の速やかな充足に努める。今後の報酬改定を踏まえ、入所定員及び人員配置体制の見直しによる検討が必要となる。

(3) ICT・介護機器の推進

① 課題の概要

利用者の重度化・高齢化に伴う介護需要の多様化が進み、介護現場を支える人材基盤の強化は喫緊の課題でもある。介護業界においては、人材確保が困難になる中で職員不足の解消が進まず職員一人ひとりの身体的・精神的負担が大きくなり、心身の疲労や離職の原因にも繋がり兼ねない状況である。人材の確保・定着、負担軽減のための対策が急務となっている。

② 課題への取組

人材不足の解消及び介護負担の軽減に向け、これまで導入している介護機器（介護ロボット：アアムス）の検証を行い、どの場面で職員に負担が生じ、どのような対策を行うことで職員の負担軽減に繋がるのか検討したうえで必要な介護機器の導入を進め、サービスの質の向上に繋げる。

また、ICT 技術を活用し、職員間の情報共有とペーパーレスによる経費節減を進めるほか、休日でも自宅にしながら、パソコンやスマートフォン等のデバイスを活用しながら会議や研修へ参加する等、効率的な体制整備と職員の負担軽減を進める。

(4) 障害福祉サービスの適正化の推進

① 課題の概要

利用者の主体性と意思決定を尊重した利用者本位のサービス提供に努める必要がある。特にしらかば寮は障害の重度化に伴い、個別のニーズに細かく丁寧な対応等、専門性が求められる。これまでも、身体拘束の適正化や虐待防止、苦情解決等についての体制を整備してきたところであるが、令和8年度より地域移行等意向確認のための体制整備が必須となる。

② 課題への取組

利用者一人ひとりの基本的人権を尊重した上で、障害者虐待防止への取り組みを強化する。併せて、令和8年度より義務化となる地域移行等意向確認のための体制整備について担当者の選任、意向確認のためのマニュアル整備、定期的な意向確認を行い、意思決定支援を踏まえた上でサービスの質の向上に努める。

(5) 生活支援環境の整備

① 課題の概要

令和7年9月末の男女比(男性47人、女性33人)では、男性の割合が高く、やむを得ず女性の居住棟の一部を男性が使用している状況である。近年の新規利用者においては行動障害や精神疾患を抱える利用者のニーズが高く、特に生活支援第一課においては利用者間のトラブルによるケガ、職員の目が行き届きづらい場所での事故リスクが極めて高いこと

から、ハード面の整備を含めた小グループ毎の支援体制の見直しが必要である。今後も地域の実情に合わせた困難ケースの入所は続くものと思われる。

高齢利用者については、認知機能や摂食・嚥下機能の低下、誤嚥性肺炎による長期間の入院等、介護施設への移行対象者が増えている。そのため、個々の利用者に合わせて栄養マネジメントの強化や魅力ある食事内容等の見直しが必要である。

② 課題への取組

今後、入退所者の推移を見ながら男女比に合せた居住棟の再編を進めていく。また、障害特性に合わせた支援体制の見直しに向け、ハード面の整備・改修を計画的に進める。

高齢者支援による摂食・嚥下機能の低下、誤嚥性肺炎の予防については、口腔衛生の保持、嚥下運動、摂取方法を含む食事（栄養）管理等、安全で食べやすく且つ食欲の湧く食事内容の見直しについて引き続き検討する。

(6) 事業の効率化

① 課題の概要

しらかば寮は昭和53年の開設当初より、知的障害者更生施設として重度の障害を要する方を主に受け入れてきた。一方、さつき寮は翌年に知的障害者授産施設として開設し、地域生活支援や生産活動を中心に事業を運営してきた。平成18年4月には障害者自立支援法の施行に伴い、新体系への移行により両事業において障害者支援施設として運営しているが、障害の重度化・高齢化・多様化は両事業における喫緊の課題でもある。障害特性や心身の状態に合わせ、効率的な事業運営に向けた見直しが必要である。

② 課題への取組

しらかば寮・さつき寮における様々な課題に対し、より専門的な視点で利用者一人ひとりに寄り添った丁寧な支援が提供できるよう、小規模単位でのユニット化（20人程度）を標準とした支援環境の整備を進め、事業の効率化とサービス向上に向けた事業運営を進める。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①利用者支援の充実					
・専門的知識獲得のための研修への参加（発達障害、介護スキルの向上）	○ 実施	→ 継続			
・コンサルテーション等、外部機関との連携	○ 実施	→ 継続			
・効果的な支援を協議する会議の在り方の検討	○ 実施	→ 継続			
・実状に即した介護の実践	○ 実施	→ 継続			
②安定的経営基盤の強化					

・相談支援事業所、関係機関（病院等）との連携	○ 実施	継続	→		
・入所に向けた見学、体験利用の積極的実施	○ 実施	継続	→		
・空床期間の短縮に向けた入所待機利用者の獲得	○ 実施	継続	→		
③ICT・介護機器の推進					
・ICTを活用した業務体制の整備	検討	準備	○ 実施	継続	検討
・新たな介護ロボット、介護機器の導入	検討	準備	○ 実施	継続	検討
・導入、管理方法の仕組化	検討	準備	○ 実施	継続	検討
④障害福祉サービスの適正化の推進					
・虐待防止への取り組みの強化	○ 実施	継続	→		
・地域移行等意向確認の実施	○ 実施	継続	→		
・各種マニュアルの整備、見直し	○ 実施	継続	→		
⑤生活支援環境の整備					
・居住棟編成の見直し	確認	検討	→	修繕	○ 実施
・利用者の実状に合わせた食事の見直し	検討	準備	○ 実施	検討	○ 実施
・支援環境の整備・改修	確認	検討	修繕	○ 実施	
⑥事業の効率化					
・生活介護事業のユニット化	検討	→	準備	→	○ 実施

(2) 収支計画

【しらかば寮（施設入所・生活介護）】 (千円)

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	410,576	445,936	462,270
支出(b)	362,659	384,425	427,304
収支差額 (a)-(b)	47,917	61,511	34,966

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	459,876	459,876	459,876	459,876	459,876
支出(b)	445,603	447,403	445,603	445,603	445,605
収支差額 (a)-(b)	14,273	12,473	14,273	14,273	14,273

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

利用者支援においては、障害の重度化・高齢化・多様化が進む現状を踏まえ、職員一人ひとりの基礎対応力の向上を図るため、事業所内外の研修参加を促進する。特に行動障害や精神疾患、高齢者支援への対応力強化を重点分野とし、チームによる支援力の向上を図る。さらに、利用者の状態変化に応じた支援内容の見直し、環境整備を推進し支援の充実に努めていく。

経営面においては、設立当初から入所している高齢利用者の退所が増加傾向にあり、空床が生じやすい状況にあることから、相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、情報共有や受入調整を迅速に行うことで入所待機者の継続的な確保、空床期間の短縮を図る。

また、次期報酬改定を見据え、取得可能な加算の精査や人員配置体制の見直しを進め、安定的な経営基盤の確立を目指す。

人材確保については、慢性的な人材不足の解消に向け、ICT の活用を推進し、情報共有の効率化、オンライン会議の活用を進めることで、業務負担の軽減と支援の質の向上を両立させる。直接処遇に必要な人員配置の確保については、事務局と連携しながら計画的に取り組む。

生活支援環境では、男女比の偏りや行動障害・精神疾患を抱える利用者の増加に伴い、小グループ単位での支援体制の見直しを計画的に進め、安全かつ安心して生活できる環境づくりを推進する。

令和 10 年度に開設 50 周年を迎えることから、地域交流を含めた記念行事の開催に向け、地域住民や家族、関係者等との連携を図りながら、これまでの歩みを振り返るとともに、今後の施設の役割を発信する機会とする。

3 障害者総合福祉センターなつどまり

3-2 障害者支援施設さつき寮



【基本理念】

一人ひとりの個性や価値観を大切にし、地域社会と協調しながら、快適で安心できる生活を支援します

【基本方針】

- 1 利用者とのコミュニケーションを大切にします
- 2 気づきを大切にし、より良いサービスを提供します
- 3 地域に信頼される施設を目指します
- 4 いつも笑顔のある職場づくりに努めます

〒039-3364

平内町大字小豆沢字茂浦沢 38 番地

TEL : 017-755-4001

FAX : 017-755-4919

HP : <http://www.natudomari.jp/>

1 概要

さつき寮は、昭和54年に知的障害者授産施設として開設した。生活の援助や支えを必要としている方々が共に暮らしながら、生産活動を中心として様々な活動を行っている障害者支援施設である。

実施事業は、施設入所支援事業（定員60人）、生活介護事業（定員60人）、短期入所事業（空床型）、相談支援事業（平内町委託事業含む）である。

2 課題とその対応

（1）安定した経営基盤の強化

① 課題の概要

生活介護事業では通所利用者を定員60人で維持してきたところであるが、稼働率100%に満たっていない。現在送迎を実施している平内町内ではサービス利用を希望する人物像が、就労事業の利用を希望している方や介護施設の利用が想定される方が大半であるため、生活介護の利用を希望する方の掘り起しが困難となってきた。

施設入所支援事業では、新規入所は通所生活介護利用者の施設移行や在宅等からの受け入れ、近隣のグループホームからの受け入れを行っているが、グループホームからの移行の場合、利用者の意思決定支援や日中における活動先の維持等により就労事業所等他事業所の日中活動を利用する方が増えてきている。施設入所支援事業は現在満床であるが、入所の欠員が出た際にスムーズに施設移行に繋げることもできることから、生活介護通所者の獲得が喫緊の課題である。

② 課題への取組

生活介護では、通所利用者獲得に向け、青森市など平内町外へ送迎エリアを拡大すると、運転手及び添乗職員の配置が必要となることから、人員確保や勤務体制を計画的に進め体制を整備していく。

施設入所支援については、法人内のグループホーム等との連携を図り必要に応じた移行支援を進めるほか、通所事業や短期入所を利用する方へ入所の意向確認を続けるとともに、外部からの利用者獲得に取り組む。

利用者の掘り起しについては、下記に掲げる魅力ある日中活動を展開し、近隣市町村等関係機関へさつき寮の事業内容を分かりやすく示したリーフレット等を作成し積極的なPR活動を実施する。

（2）魅力ある日中活動の展開

① 課題の概要

さつき寮では授産施設としての成り立ちから4つの班体制（林産、クリーニング、加工、ゆとり加工）で作業能力、稼働時間によって工賃を支給する生産活動を中心とした生活介護事業を行ってきたが、新体系移行後近隣に就労事業所が設置されたことで通所に出掛ける利用者がある一方、利用者の高齢化や重度化により生産活動以外の支援の重要性が増してきている状況にある。現在定員60人の単独単位での生活介護を実施しているが、障害特性等において利用者像が幅広く、その活動内容に応じて人員が多く必要な場面もあり、効果的な人員配置が求められている。

また、生産活動も収入よりも支出が過大な作業班があることで生産性のある作業班で活動している利用者に相応の工賃を支給できていない現状がある。

② 課題への取組

利用者の障害特性や活動内容等に応じた小グループに分け、単位ごとに人員を配置することで個別に特化した生活介護事業を行うことについて、人員配置や施設構造、活動内容を検討する。収支状況、職員の配置状況を考慮して経営・利用者・職員の満足を満たせる活動体制、作業班体制の見直しを行う。

活動場所については新館のほか、旧館での現在の作業場所や未利用の場所の活用について検討し、活動内容に見合った活動場所を再構造化する。

作業だけでなく、余暇活動や創作活動などの自己実現につながる活動の導入を検討するとともに、就労事業所を希望する利用者については、移行に向けた支援内容を導入することを検討する。

(3) 支援の質向上と業務効率化

① 課題の概要

令和7年9月末時点で、利用者の障害支援区分の5と6の方の割合が全体の56.7%となっている。また、60歳以上の方が22人と全体の36.7%を占め、日常的に手厚い補助や健康管理等の支援が年々高まり、今後においてもさらに増加していくことが想定される。また、発達障害や精神障害を持つ方（疑い含む）への対応等、利用者一人ひとりの心身状態や特性を把握し、状態の変化等を見逃さないよう、支援スキルの向上を図ることが必要となっている。併せて、職員の負担軽減や時間創出及び情報共有を行うことによる業務効率化への取組が必要となっている。

② 課題への取組

利用者支援において多様な基礎知識及び専門性の向上を図るため、計画的に研修会等（発達障害・精神障害・認知症を含めた高齢知的障害者支援等）へ参加し、専門的知識及び支援スキルの補強に努める。

職員の負担軽減や情報共有については、ビデオ会議システム、議事録等のAIの活用、チャット・メッセージツール等の情報共有システムの導入及びシステム連携等のICTの活用で、会議や記録等の直接支援以外でも業務効率化を図る。

(4) 生活支援サービスの充実

① 課題の概要

意思決定支援が導入され、利用者個々の意向に基づく支援を提供する体制作りが求められている。日中の活動場面において様々な社会資源の利用や体験を通じて、利用者本人の希望を引き出す支援を行い、自主的な選択を促す必要がある。

② 課題への取組

意思決定支援に基づいた個別支援計画を作成していくこととなるが、意向を確認する上で必要な体験や実現に向けた必要なスキル習得のための体制作りを行う。

また、運動の機会が不足しているため、毎日夕方に介護予防運動を行っているが、特定利用者のみの参加となっているため、常態的な活動として定着されていくためにも、様々なバリエーションで介護予防運動の実施にも取り組む。

アート活動や趣味活動への参加を働きかけ、興味の発見と体験を通じた余暇活動の深掘りを促す。

(5) 地域との連携強化

① 課題の概要

地域が求める福祉ニーズの把握や、ニーズに基づいた地域貢献が福祉サービスには求められるところであるが、コロナ禍によりこれまでなつどまりで実施してきた行事や地域防災懇談会等の地域との活動が停滞している。

令和7年度より地域連携推進会議が義務化され、第1回目を開始したところであるが、今後も地域社会と協調・連携し、信頼される施設を目指す必要がある。

② 課題への取組

周辺地域の団体や近隣町会が実施する行事等の情報を得て積極的に参加するとともに、交流行事等を開催するなど、行事への招待や地域での活動の参画を通じて顔の見える関係づくりを進める。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 安定した経営基盤の強化					
・入所定員60人の維持	○ 実施	継続	→	→	→
・通所利用者獲得に向けた取組	準備	○ 実施	継続	→	→
② 魅力ある日中活動の展開					
・活動体制の見直し	検討	準備	→	○ 実施	継続
・活動場所の再構造化	検討	○ 一部実施	見直し	○ 実施	継続
③ 支援の質の向上と業務効率化					
・専門性を高める研修への参加とOJTの実施	○ 実施	継続	→	見直し	継続
・ICT技術の活用	○ 実施	検証	○ 実施	検証	見直し
④ 生活支援サービスの充実					
・社会生活スキル学習の実施	準備	○ 一部実施	○ 実施	→	→

・介護予防運動の充実	○ 実施	→	→	→	→
・趣味活動の推進	○ 一部実施	→	○ 実施	→	→
⑤ 地域との連携強化					
・近隣住民も参加する行事の実施	準備	→	○ 実施	→	→
・近隣団体の行事への参画	○ 実施	→	→	→	→

(2) 収支計画

【さつき寮（施設入所・生活介護）】 (千円)

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	285,019	272,695	296,222
支出(b)	232,988	234,340	269,351
収支差額 (a)-(b)	52,031	38,355	26,871

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	300,477	300,477	300,477	300,477	300,477
支出(b)	281,245	279,445	279,445	279,445	279,445
収支差額 (a)-(b)	19,232	21,032	21,032	21,032	21,032

【相談支援なつどまり（計画・障害児相談）】 (千円)

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	12,816	14,147	14,153
支出(b)	7,834	9,212	10,391
収支差額 (a)-(b)	4,982	4,935	3,762

(千円)

内 訳	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収入(a)	14,390	14,390	14,390	14,390	14,390
支出(b)	11,171	11,171	11,171	11,171	11,171
収支差額 (a)-(b)	3,219	3,219	3,219	3,219	3,219

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

安定した経営基盤の強化を軸に、生活介護および施設入所支援の持続的運営を図る。生活介護は定員 60 人を維持しつつも稼働率向上が課題であり、送迎エリア拡大に向けた人員体制整備、関係機関との連携強化、魅力ある日中活動についての広報活動を通じて新規利用者の確保を進める。入所支援は満床を維持しながら、通所からの円滑な移行体制を構築する。日中活動は小グループ化と適正配置により高齢化・重度化に対応し、生産性と満足度向上を両立させる。研修や ICT・AI 活用で支援の質と業務効率を高め、計画的な修繕積立で財務の安定を確保する。地域交流の再活性化と 50 周年事業を通じ、地域に根差した施設としての価値向上を目指す。

相談支援事業所なつどまりについては、現在の 2 人体制で安定した収支を維持していることから体制を継続していく。

4 青森県長寿社会振興センター



【基本理念】

笑顔輝く明るい長寿社会を築きます

〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号

TEL: 017-777-6311

FAX: 017-735-1160

ホームページ: <http://www.choju-aomori.or.jp>

1 概要

平成3年7月に明るく活力のある長寿社会をめざし、公益法人として青森県長寿社会振興財団が設立され、平成14年4月から、社会福祉法人青森県社会福祉事業団と統合し、「青森県長寿社会振興センター」と名称を変更した。

現在、「あおり高齢者すこやか自立プラン2024」（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）に基づき、高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進のために県からの受託事業と自主事業を展開している。

県受託事業は、組織づくり事業として、全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）派遣事業とあおりシニアフェスティバル開催事業を、調査・研究、情報収集・提供事業として、長寿な生活調査・発信事業を、高齢者の生きがいづくり・育成事業として青森シニアカレッジ事業を行っている。

自主事業では、介護予防事業と仲間づくり事業を行っている。

2 課題とその対応

(1) 当センター事業における SNS の活用

① 課題の概要

当センターでは各事業の参加申込や連絡手段について、電話・FAX・郵送が主となっている。しかし、電話での対応による連絡調整の難しさや郵送料金の高騰のほか、不測の事態に対する連絡方法を確立するためにも、SNSを活用した新たな連絡手段を検討していく必要がある。

② 課題への取組

今後の追加連絡手段として、SNSの活用を検討することとし、試行的にねんりんピック参加者を対象に実施し、次年度以降はシニアカレッジ受講生、自主事業等で活用していく。

(2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の周知活動の強化及び参加種目の増

① 課題の概要

全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）が2031年（令和13年）以降に青森県で開催予定であることから、県及び関係機関と連携して全国健康福祉祭の周知、参加者の増を図る必要がある。

② 課題への取組

全国健康福祉祭の青森県開催を想定した周知活動を強化し、主催者（長寿社会開発センター）と県内の各スポーツ団体等と連携を図り、大会周知及び参加者増を目指す。

(3) あおりシニア美術展の開催内容の充実と出品作品増加への取組

① 課題の概要

令和7年度にあおりシニア美術展が初開催となったが、今後も継続開催していくため、各関係機関との連携維持、出品数の増加を図る必要がある。

② 課題への取組

開催準備や周知等については、関係機関の協力が必要不可欠であるため、今後も協力依頼していくこととし、出品数の増加についても、県内の各関係機関へチラシ配布等を行なう等、開催周知を強化していく。

(4) あおもりシニアフェスティバル開催内容の充実

① 課題の概要

文化イベントは、令和5年度より開催内容を変更して開催してきたが、今後は世代間交流や地域企業との連携を強化することで、さらなる認知度アップを図り、幅広い世代に親しまれるイベントを目指す。

スポーツイベントは、全国健康福祉祭の青森県開催を想定し、「青森県版ねんりんピック」としての周知に力を入れるとともに、新種目の追加や世代を問わないニュースポーツ種目の検討を進め、参加者の増を図る。

② 課題への取組

文化イベントについては、世代間交流として高校生の参加（アトラクション、ボランティアスタッフ等）を積極的に取り入れ、幅広い世代に向けた周知を図る。また、地域企業・団体との連携やコラボレーション企画等により、認知度アップを図る。

スポーツイベントについては、新種目の追加による参加者増のほか、各関係機関や地域企業と連携し、開催周知を強化する。

(5) 青森シニアカレッジ開催内容の充実

① 課題の概要

シニアカレッジ受講者が大幅に増えたことから、現在の受講者数やニーズに合わせた開催内容の見直しを図る必要がある。

② 課題への取組

受講者からのアンケート調査をもとに、受講者同士が気軽に楽しく仲間づくりができる自主活動の場の提供やプログラムの見直し等を行ない、開催内容の充実を図っていく。

また、他県で実施されている高齢者大学との連携を強化して、情報共有等を行ないシニアカレッジならではの多様な取組を検討していく。

その他、継続してシニアカレッジをPRし、新規受講者獲得に繋げていく。

(6) 長寿な生活調査・発信事業内容の見直し

① 課題の概要

シニアライター養成研修会の参加者が少なく、認定後の活動にもバラつきが見られることから、機関誌「あすなろ倶楽部」でシニアライターのついで周知強化を図り、事業の認知度を高めていく必要がある。

② 課題への取組

シニアライター養成研修会については、編集者等の講師を迎えて機関誌へ掲載する際の文章の書き方等の理解を深めるための基礎講座（令和5年度より実施）のほか、研修会に参加されたシニアライターが気軽に意見交換を図るための場を提供し、活動の充実に繋げていく。

また、シニアライターの活動に自信のない方には、取材対象となる高齢者の紹介や取材同行等を行ない、継続して活動していただけるよう支援していく。

(7) 介護予防事業の充実（自主事業）

① 課題の概要

現在、2市町から介護予防事業を受託しているが、今後も介護予防事業が継続して受託できるよう事業内容の検討、各市町との連携が必要である。

また、令和7年度から実施している「健康教室」は参加者から大変好評であるため、継続して開催していけるよう開催周知の強化、開催内容の充実を図る。

② 課題への取組

今後も事業受託継続に向けて、定期的に各市町の担当課と事業内容について確認を行い、ニーズに応えていけるよう自治体と連携を図っていく。

また、参加者の参加状況を見ながらニーズに合ったプログラムが提供できるよう取り組んでいく。

健康教室については、青森市の「広報あおもり」へ募集案内を継続して掲載依頼し、参加者増に繋げていく。また、参加者のニーズに合わせたプログラムを準備して、開催内容の充実を図る。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① SNS の活用					
・各事業参加者との連絡ツールの構築	○ 検討	○ 実施	継続	→	→
② 全国健康福祉祭					
・全国健康福祉祭の周知強化	○ 実施	継続	→	→	→
・各関係機関との連携強化	○ 実施	継続	→	→	→
・全国健康福祉祭参加者増への取組	○ 実施	継続	→	→	→
③ あおもりシニア美術展					
・各関係機関との連携維持	○ 実施	継続	→	→	→
・開催周知の強化（出品作品の増）	○ 実施	継続	→	→	→
④ あおもりシニアフェスティバル					
・世代間交流への取組	○ 実施	継続	→	→	→
・地域企業・団体との連携	○ 実施	継続	→	→	→
・開催周知の強化（広報）	○ 実施	継続	→	→	→
⑤ 青森シニアカレッジの開催内容の充実					
・活動内容の見直し	○ 実施	継続	→	→	→
・受講者の新規獲得	○ 実施	継続	→	→	→

⑥ 長寿な生活調査・発信事業内容の見直し					
・研修内容の見直し及び充実	○ 実施	継続	検討	○ 実施	継続
・参加者のフォローアップ	○ 実施	継続			→
⑦ 介護予防事業の充実					
・各市町との連携強化	○ 実施	継続			→
・健康教室開催内容の充実	○ 実施	継続			→

4 今後の方向性

全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）の青森県開催が、令和13年度以降に予定されているが、全国健康福祉祭自体の認知度が低いため、継続して周知していく必要がある。

全国大会規模であることから、県及び主催者（長寿社会開発センター）と今後のすすめ方について連携していくとともに、各スポーツ団体等へねんりんピックの周知及び関係構築の強化、新種目の追加、参加者の増加等、活動内容について検討し、準備を進めていく必要がある。

その他の事業については、令和5年度から7年度に各事業内容や開催形態等の見直し、高齢者のスポーツ・文化活動・社会参加の促進に向け、事業内容の充実を図ってきたが、改めて開催内容を再確認し、参加者アンケートの実施や関係機関との連携強化等、定期的に見直しを図り、開催内容の充実を図る。

今後も長寿社会振興センター業務委託事業が継続して受託されるよう、各事業の円滑かつ効果的な事業運営を図り、業務委託料が安定的に確保できるよう安定した事業を実施していく。

5 青森県発達障がい者支援センター「ステップ」



～基本理念～

「繋ぐ」「集う」「育つ」の理念のもと、発達障害のある方が安心して生活することができるよう、住みよい地域づくりをめざします。

〒030-0822
青森市中央3丁目20-40県民福祉プラザ3階
TEL: 017-777-8201
FAX: 017-777-8202
ホームページ: <http://www.aoshien.jp>

1 概要

青森県発達障がい者支援センター「ステップ」は、発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として位置づけられており、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることを事業目的としている。発達障害に関することについて、乳幼児から成人期まで、全ての年齢を対象とし、相談支援・発達支援・就労支援・普及啓発・人材育成を主な内容として事業を実施している。

当センターは、平成17年12月に当法人が青森県より事業受託し県民福祉プラザに開設。平成28年までの10年間、県内40市町村を対象に事業を行ってきたが、年々県内全域より、本人、家族、及び関係機関からの相談や、機関訪問支援依頼が増加したことから、平成28年に県の政策により津軽センター、県南センターが増設され、他法人が受託し、県内3センター体制となった。現在、当センターは、東青圏域及び下北圏域を担当圏域として相談支援事業等を行う他、県内全域を対象とした研修事業の企画運営等、支援者の人材育成を行っている。その他、自治体の乳幼児健診で活用することを目的とした、「青森県子どもの発達と行動に関するチェックシート」作成委員及び本シート活用研修会の運営を担う他、「青森県子どもの発達支援ガイドブック」の刊行、活用研修会の運営など、発達障害の早期発見、早期介入に取り組む他、各自治体や関係機関と協働しながら、県内の発達障害者支援体制整備推進に向けて様々な取組を行っている。

2 課題及び対応

(1) 発達障がい者支援センター職員の専門性の向上を目的とした人材育成

① 課題の概要

多様で幅広い専門的な知識、技術、経験を要すことから、短期間で育成することは難しく、計画的な人材育成プランが必要である。

② 課題への取組

OJTとOFF-JTをバランスよく計画する。

国や県が発達障がい者支援センター職員に求める専門性として、地域の支援体制整備を推進するための関係機関等とのネットワークを構築する企画行動力とコミュニケーション力、地域のニーズを把握し行動する機動力、多機関を牽引するコーディネーター力、柔軟で多角的な視点等の他、発達障害に関する知識や技術はもちろん、虐待、カサンドラ症候群、家庭内暴力、いじめ、不登校、ひきこもり、金銭等の問題を抱えた事案や、性の多様性、精神疾患の併発等、相談内容が複雑多様であることから、様々な知識を有することが求められる。上記内容に対応する職員の人材育成計画を実施する。

(2) 地域の発達障害児者支援者の養成

① 課題の概要

根拠あるアセスメントに基づく支援や、介入を学び得る機会が少ない。

② 課題への取組

ア) アセスメントに基づく支援を展開することを重視した研修会を企画運営する。

(例)「PARS-TR研修会」研修会及び「TASP&SAPLI」研修会等の開催

イ) 未就学及び学齢期の児童を支援する支援者を対象に、「ティーチャーズトレーニング

研修会」を企画運営する。

(3) 家族支援を実施する支援者の養成

① 課題の概要

発達障害児者の家族を対象とした家族支援事業を展開する市町村や機関が少ない。

② 課題への取組

エビデンスが立証されている家族支援プログラムに関する研修会を企画運営する。

ア) ペアレント・トレーニング研修会

イ) ペアレント・プログラム研修会

ウ) CARE プログラム研修会

(4) 地域で発達障害児者を診察、治療する医療機関の増加

① 課題の概要

発達障害児者を診察、治療対象とする医療機関が少なく、特定の医療機関に集中しており、初診待機期間長期化の要因となっている。

② 課題への取組

青森県、県医師会等と協働し、地域での一次医療を担うかかりつけ医（プライマリケア）を主な対象とした研修会を企画運営する。

(5) 地域医療機関での初診待機期間の短縮化

① 課題の概要

発達障害児者を専門とした医療機関が少なく、初診迄の待機期間が長期間となっている。特に知名度の高い医療機関は顕著である。本人及び、家族、その他関係機関の中には、社会的行動、対人行動等に周囲との違いが見られると、「発達障害」ではないかと考え、即時に医療機関への受診を希望及び提案するケースが多く、診察申込増加の一因となっている。

② 課題への取組

ア) 心理アセスメントを行い、結果をもとに、本人や子どもの理解及び対応の工夫をサポートする。

イ) ケースによっては、医療機関へアセスメントを引継ぐ。

ウ) ケースによっては、関係機関とケース会議を行い、情報を共有する。

(6) 早期発見、早期支援を目的とした発達障害児のアセスメントツールの普及

① 課題の概要

県内各市町村の乳幼児健診で実施している子どもの発達に関する問診内容が地域によって大きく異なる。発達障害に関するアセスメントを行っていない地域もあり、発達障害の早期発見・早期支援に向けた取組について、地域による差が大きい。

② 課題への取組

令和6年度に、青森県及び弘前大学、県内発達障がい者支援センター、医療、保健、福祉、教育等と協働して作成した県内共通の「青森県子どもの発達と行動に関するチェックシート※乳幼児健診（3歳6か月健診）で活用する発達障害に関するアセスメントシート」の活用に関する研修会を企画運営する。

3 年次計画表

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 発達障がい者支援センター職員の専門性の向上を目的とした人材育成					
<ul style="list-style-type: none"> ・取組① OJTによる人材育成 -相談、発達、就労支援のフォロー -機関訪問支援、研修会講師の同行 -事業企画のフォロー -機関訪問支援、研修会講師の実施 等 	継続	→			
<ul style="list-style-type: none"> ・取組② OFF-JTによる人材育成 -発達障害児者支援に関する研修の受講 -心理アセスメント研修の受講 ※特にLDに関すること -発達障害に関連する研修会(就労支援・愛着・不登校・引きこもり等)の受講 	継続	→			
② 地域の発達障害児者支援者の養成					
<ul style="list-style-type: none"> ・取組① アセスメント「PARS-TR」等研修会の企画 ※県内全域対象 	継続	→			
<ul style="list-style-type: none"> ・取組② アセスメント「TASP&SAPLI」等研修会の企画 ※下北・東青地域を主な対象とし実施 	○ 実施 (下北)	→ 継続	○ 実施 (東青)	→ 継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・取組③ 「ティーチャーズトレーニング研修会」の企画 ※県内全域対象 	○ 実施	→			
③ 家族支援を実施する支援者の養成					
<ul style="list-style-type: none"> ・取組①「ペアレント・トレーニングファシリテーター養成研修事業」の企画 ※県内全域対象 	継続	→			
<ul style="list-style-type: none"> ・取組①-2 ペアレント・トレーニングまたは、ペアレント・プログラム事業の実施(主催、または、多機関と共催、機関支援等にて実施) ※東青地区・下北地区を主な対象とする 	継続	→			
<ul style="list-style-type: none"> ・取組③「CAREプログラム研修事業」の企画 ※県内全域対象 	継続	→			

④ 地域で発達障害児者を診察、治療する医療機関の増加						
・取組① 青森県かかりつけ医等対応力向上研修会の開催 ※県内全域対象	継続					
⑤ 地域医療機関での初診待機期間の短縮化						
・取組① 全ての年齢（未就学～成人）を対象に、必要に応じて心理アセスメントを行い、自己理解及び家族理解を深め、地域生活に活かすことをサポートする。 ※東青地区・下北地区対象	○ 実施	継続				
・取組② 心理アセスメント結果を必要に応じて、医療機関や関係機関に提供し、連携して支援を行う。 ※東青地区・下北地区対象	○ 実施	継続				
⑥ 早期発見、早期支援を目的とした発達障害児のアセスメントツールの作成及び普及						
・取組①「青森県子どもの発達と行動に関するチェックシート活用研修会」を企画する。 ※県内全域対象	継続					

(2) 収支計画

内 訳	令和7年度	令和8年度 (見込)	令和9年度 (目標)	令和10年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和12年度 (目標)
収支(a)	31,599,000	32,340,000	32,350,000	32,350,000	32,350,000	32,350,000
支出(b)	31,613,000	32,353,000	32,370,000	32,370,000	32,370,000	32,370,000
収支差額 (a)-(b)	△14,000	△13,000	△20,000	△20,000	△20,000	△20,000

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

乳幼児～成人まで、多様な年齢層、及び、知的発達症を伴う発達障害から高機能の発達障害、その他、強度行動障害等、幅広い状態を有する発達障害児者への相談・発達・就労支援に対応する職員、及び、地域の支援者の人材育成に取り組む。

本人支援と共に、発達障害児の家族支援事業の充実を図る。

県内の発達障害者支援体制整備推進に向けて、医療、保健、福祉、教育、労働等、多様な分野、多職種と有機的な連携を深めることを重視し、事業を展開していく。

6 ライフサポートあおば



<桜川地区>

ライフサポートあおば
(キッズサポートあるふ)



<松森地区>

チャレンジサポートすこやか



<緑地区>

デイサービスセンターすこやか

理念

共感・協働・共生

基本方針

- 1 私たちは、本人と家族の思いを大切にし、共に歩みます。
- 2 私たちは、支援の輪を大きくするため、職員同士、そして関係者と協力し合います。
- 3 私たちは、みんなが普通に暮らしていけるよう、地域との架け橋になります。

〒030-0945

青森市桜川九丁目 11-6

T E L : 017-752-0562

F A X : 017-718-3211

H P : <http://www.life-support-aoba.jp/>

1 概要

ライフサポートあおばは青森市に3つの事業所を構え（桜川地区・緑地区・松森地区）、青森市内の発達支援等における中核的な機能を担うべく活動している。児童発達支援センター・放課後等デイサービス・中高生向け放課後等デイサービス・保育所等訪問支援のほか、障害児等療育支援事業（青森市より受託）を実施している。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) キッズサポートあるふぁ | |
| 児童発達支援センター（定員12人） | ※未就学児童対象 |
| (2) デイサービスセンターすこやか | |
| 放課後等デイサービス事業（定員10人） | ※主に小学生対象 |
| (3) チャレンジサポートすこやか | |
| 放課後等デイサービス事業（定員10人） | ※主に中高生対象 |
| 保育所等訪問支援事業 | ※主に未就学児対象 |
| (4) 障害児等療育支援事業（青森市より受託） | |

2 課題及び対応

(1) 安定した経営基盤の強化（事業所運営）

児童発達支援センター・放課後等デイサービスにおいては、定員を満たす受け入れを行っているが、物価や人件費の高騰もあり、今後備えて経営体質の改善が求められる。

ライフサポートあおば事業所内にて収入を増やすには、定員増による経営安定化を考慮すると、①事業所移転による児童発達支援センター（キッズサポートあるふぁ）の定員増、②児童発達支援センターの中核機能強化加算の取得、③訪問事業の拡張、などが考えられる。

① 事業所移転による定員増

令和7年度、キッズサポートあるふぁでは、第1四半期までで定員が埋まり、その後の受入をお断りしている。現物件の広さでは、設置基準ギリギリの定員設定であるため、定員増が困難である。賃貸借物件からの移転を踏まえた検討は継続したい。

県内の少子化も進んでいるが、発達支援のニーズは依然として高い。青森県・青森市の障害福祉計画（障害児福祉計画）について動向を把握しつつ、新たなニーズについてアンテナを張り、事業展開を検討したい。

<参考>

●青森県の出生数（青森県庁WEBサイトより）

令和3年 6,513人、令和4年 5,985人、令和5年 5,696人、令和6年 5,099人

●青森市における障害児通所支援の利用者数（青森市障がい福祉計画 第7期計画より）

令和元年度 795人 令和2年度 918人 令和3年度 1,062人 令和4年度 1,369人

●青森市内の事業所数（令和7年11月現在 青森市WEBサイトより）

児童発達支援が47件、放課後等デイサービスが61件、保育所等訪問支援が12件

② 中核機能強化加算の取得

加算を取得するためには、現行の動き（青森市障がい者自立支援協議会参画・他事業所との連携など）のほか、外部評価の受審をした上で、該当する職員（有資格者・有経験者）の配置（体制要件の整備）が必要である。

③ 訪問事業の拡張

保育所等訪問支援や障害児等療育支援事業による訪問は、訪問支援員のスキル向上（訪問することで満足を得ているか）やフォロー体制（個人の動きへのサポート体制）の他、事業所としての信頼関係の維持構築も課題である。

(2) 魅力ある事業所づくり

青森市内の障害児通所支援事業所は増加傾向である。（利用児童も複数の事業所から児童や家庭の事情に合わせた事業所を選択できるようになっている。）

同時に、職員募集をすると、他法人の同業職員が応募してくるケースも増えている。応募者の傾向からも、条件（立地・勤務時間・給与）の他、事業・事業所の魅力から選択する傾向がみられる。

これらのことから、①発達障害支援の強化と定着、②利用児童にとって安定的に魅力のある事業所づくり、③業務改善・効率化、の3点について取り組みたい。

① 発達障害支援の強化と定着

これまでも発達障害（自閉スペクトラム症・注意欠如多動症）関連の学習機会を多く取り入れたが、この知識・技術、そして価値観についての共有機会を定期的に設ける。（但し、「専門性」に特化することなく、「組織性」とのバランスを重視する。）

事業所文化としての定着を目指すとともに、事業所からの情報発信機会を設ける。

② 利用児童にとって安定的に魅力のある事業所づくり

児童が喜んで通える事業所を目指し、余暇・イベントの充実の他、達成感のある課題設定、成果の共有などを視覚化して行う。その情報は、保護者とも共有する。

並行して、事業所内外の環境整備を定期的に行い、利用児童が過ごしやすく保護者も来所しやすい雰囲気づくり、地域との関係構築に努める。

③ 業務改善・効率化

職員が自事業所を客観的に見る・広い視点での気づきを得るためにも、ライフサポートあおば内外（法人外含む）との交流を取り入れる。

ICTの取り扱いについての検討機会を設け、補助金・助成金を活用するなど積極的な導入を行う。（情報共有・事務の効率化など。）

3 年次計画

(1) 課題への取組計画 ◎…実施 ○…継続

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 事業所移転による定員増					
物件情報の収集		◎	○	→	→
(物件情報があり次第) 事務局との検討		○	→	→	→
(上記が整い次第) キッズサポートあるふあの移転		○	→	→	→
② 中核機能強化加算の取得					
福祉サービス第三者評価の受審	◎	→	→	→	→
専門職員配置の体制検討	◎				
中核機能強化加算の取得		◎	○	→	→
③ 訪問事業の拡張					
訪問支援員向け研修の実施(対象者複数)		◎			
訪問先事業所との連携・協働	○	→	→	→	→
訪問員の増員・訪問件数の増			◎	○	→
④ 発達障害支援の強化と定着					
研修テキストの見直し	◎	○	→	◎	○
実践報告の実施	○	◎	○	◎	○
⑤ 利用児童にとって安定的に魅力のある事業所づくり					
保護者との情報共有方法の見直し・検討	○	→	◎	○	→
地域イベントへの参加・地域向けイベントの開催	◎	○	→	→	→
事業所の環境整備	◎	→	→	→	→
事業所内イベント・行事・遊具の見直し		◎	○	◎	○
⑥ 業務改善・効率化					
事業所内他事業所交流研修の実施	◎	○	→	→	→
法人内他事業所交流研修の実施		◎		◎	
法人外他事業所交流研修の実施			◎		◎
業務改善の検討	◎	→	→	→	→
ICT運用ルールの見直し及び導入	◎	○	◎	○	◎
補助金・助成金情報の収集と応募	◎	→	→	→	→

(2) 収支計画（拠点及び主な事業の「資金収支計算書内の事業活動による収支」：単位千円）

【ライフサポートあおば拠点全体】

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	121,828	132,160	132,696	136,482	136,283	135,915	138,594	138,220
支出(b)	112,211	127,370	132,145	140,527	135,006	135,886	136,512	137,107
収支差額 (a)-(b)	9,617	4,790	551	-4,045	1,277	29	2,082	1,113

① キッズサポートあるふぁ（児童発達支援センター）

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	34,045	44,795	46,070	48,623	48,709	49,407	49,004	48,270
支出(b)	34,905	40,452	46,931	49,885	57,728	58,043	58,327	58,543
収支差額 (a)-(b)	-860	4,343	-861	-1,262	-9,019	-8,636	-9,323	-10,273

② デイサービスセンターすこやか（放課後等デイサービス）

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	38,041	41,058	40,199	41,681	40,923	39,821	41,574	42,692
支出(b)	38,565	47,330	44,046	46,912	37,791	38,149	38,312	38,550
収支差額 (a)-(b)	-524	-6,272	-3,847	-5,231	3,132	1,672	3,262	4,142

③ チャレンジサポートすこやか（放課後等デイサービス）

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	43,846	40,509	40,559	39,863	40,336	40,372	41,701	40,943
支出(b)	36,654	36,546	38,124	43,017	38,774	38,981	39,160	39,301
収支差額 (a)-(b)	7,192	3,963	2,435	-3,154	1,562	1,391	2,541	1,642

④ チャレンジサポートすこやか（保育所等訪問支援）

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	3,589	3,485	3,068	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815
支出(b)	1,626	2,324	2,361	410	410	410	410	410
収支差額 (a)-(b)	1,963	1,161	707	3,405	3,405	3,405	3,405	3,405

⑤ 障害児等療育支援事業（青森市より受託）

内 訳	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入(a)	1,871	2,316	2,800	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
支出(b)	460	720	683	303	303	303	303	303
収支差額 (a)-(b)	1,411	1,596	2,117	2,197	2,197	2,197	2,197	2,197

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

青森市内における障がい児支援の中核的な存在となりつつあることから、その機能を活かしつつ、継続できる経営状態を維持するとともに、新たな情報（地域ニーズ等）を得られる機能を定着させたい。

7 就労サポートセンターさつき



【基本理念】

地域社会と協調し、創造力豊かなサービスをとおして、働く喜びを分かち合います

【基本方針】

- 1 障がいのある方の「働きたい」を応援します。
- 2 利用者の皆様と職員が協働し、全員が成長できる組織になります。
- 3 変化には変化で対応し、サービスの提供を継続します。
- 4 小さな発想を大きく議論し合う、多角的な視点を持ちます。
- 5 まず実行することで信頼を得られる努力をします。
- 6 地域の伝統や産業と協調して地域活性化に貢献します。

〒039-3381

平内町大字茂浦字向田 24 番地

TEL : 017-755-5113

FAX : 017-755-5117

HP : <http://www.syusapo.com/>

1 概要

平成 24 年 8 月 20 日から平内町より旧茂浦小学校校舎を借用し、なつどまりで実施していた多機能型事業所（就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業）を移転して開設した。平成 26 年 4 月には、なつどまり組織から独立し、就労継続支援 A 型事業及び放課後こども教室事業を開始した。平成 30 年 4 月からは就労定着支援事業を開始している。令和 4 年度末には、人材不足により生産活動収入が伸び悩み、就労継続支援 A 型事業を廃止した。令和 6 年度末には、利用者のニーズが少ないため、就労移行支援事業を廃止した。令和 7 年 10 月に、利用者増加に伴い就労継続支援 B 型事業において、定員を 30 人から 40 人へと変更した。

生産活動班は、農産請負班、リサイクル班、清掃請負班があり、主な内容は次のとおりである。

班名	活動内容
農産請負班	水稲栽培、漁業資材加工、請負作業、薪生産
リサイクル班	空き缶等回収プレス作業、薪生産
清掃請負班	事業所内外の清掃業務、薪生産

基本理念に基づき、「地域の遊休水田を復活させる」、「地域の再生可能資源を回収する」、「地域で失われつつあるコミュニティ機能を活性化させる」、「地域に雇用を生み出す」など、障害のある利用者の労働力が地域にとって「当然必要なこと」となるように、人と社会をつなぐことを目的とした独自の地域共生社会の実現を目指す。

2 課題及び対応

(1) 安定したサービス提供

① 課題の概要

地域密着で多様なサービス提供により利用希望者のニーズがあり、利用者が増加傾向にある。令和 7 年 4 月 1 日における契約者数が 38 人、令和 7 年 9 月 1 日において 42 人となり、令和 7 年 10 月 1 日から就労継続支援 B 型事業において定員を 30 人から 40 人へと変更したところである。令和 8 年度当初には 6 人の新卒利用者を確保できる見込みであるため、総契約者数は 45 人となる見込みである。当事業所の利用者数の上限は、建物等の物理的な観点から 50 人であり、令和 9 年度以降、利用者の受け入れを制限しなければならない可能性がある。

② 課題への取組

年間 10 人弱の増加は過去に例がなく、このため、利用者支援における空間の狭さがもたらすデメリットがあり、快適な環境を提供するために利用者数の上限 50 人を維持する必要がある。

まず、多岐にわたる作業種類を提供し、利用者の障がい特性や興味・能力を見極めながら利用者を一般就労へと導くことにより、利用者の自立へのステップ、成長の実感、社会的包摂につなげ、事業所の信頼性・ブランディング向上により新たな利用者の獲得につなげ、利用者の循環により上限 50 人以下を維持していく。

(2) 生産活動収入の拡大及び工賃向上

① 課題の概要

今後の利用者増加に伴い工賃等の経費も増加するため、農産請負班における水稲栽培

において既存の設備を活用及び事業拡大を担う人員を投入し、作付面積の拡大が急務である。また、リサイクル事業にて薪の新たな出荷先及び提携先を開拓することにより、取引相場が不安定な空き缶作業の補填となる必要がある。

② 課題への取組

事業所内の生活支援員を増員し、既存の設備を活用して水稻栽培の作付面積の拡大を実施し、利用者年間工賃約 12 人分の収入増を行う。また、リサイクル班の薪生産では、新規取引先と提携し年間の出荷量増を行う。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
① 安定したサービス提供					
・利用者数の上限 50 人以下の維持	○ 実施	継続	→	→	→
② 生産活動収入の拡大及び工賃向上					
・水稻栽培作付面積の拡大	○ 実施	→	→	継続	→
・薪の新たな出荷先及び提携先を開拓	○ 準備	○ 実施	継続	→	→

(2) 収支計画

(千円)

内 訳	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (決算見込)
収入(a)	99,959	109,407	117,413
支出(b)	100,045	99,189	113,528
収支差額 (a)-(b)	△86	10,218	3,885

(千円)

内 訳	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	129,413	131,670	140,002	144,000	148,000
支出(b)	123,622	125,185	127,285	128,500	129,500
収支差額 (a)-(b)	5,791	6,485	12,717	15,500	18,500

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

多岐にわたる作業プログラムを整備し、利用者一人ひとりの障がい特性・興味・能力を丁寧にアセスメントしながら、段階的に一般就労へとつなげていく「循環型支援モデル」の確立を中核に据える。

作業内容については、軽作業・製造補助・農作業・地域連携型業務など、難易度や求めら

れるスキルが異なる複数の選択肢を用意し、利用者が実体験を通じて自らの適正を発見できる環境を整える。さらに、事業所としての信頼性・ブランド力向上に向けては、支援実績や利用者の声を積極的に発信し、「成長できる事業所」という明確なポジショニングを確立し、地域イベントや関係機関との協働を通じて認知度を高め、新たな利用者の獲得につなげる。その一方で、一般就労への移行を着実に生み出すことで新規利用者を受け入れる余地を確保し、「利用開始 → 成長 → 一般就労 → 新規受入」という健全な循環を生み出す。量の拡大ではなく、質と成果による持続可能な運営を志向することが重要である。

今後は、「多様な作業機会」「個別最適化支援」「地域連携による就労創出」「成果の可視化と発信」という四つの柱を軸に、利用者の自立と社会的包摂を実現しながら、事業所としての安定的かつ発展的な運営を目指していく方向性が求められる。

8 特別養護老人ホーム老人ホーム すこやか苑



【基本理念】

家庭に近い環境のなかで、入居者一人ひとりの尊厳が守られ、心穏やかに自分らしく生活できるように支援します。

【基本方針】

- 1 利用者一人ひとりの尊厳を尊重します。
- 2 家族とのきずなを大切にします。
- 3 地域とのつながりを大切にし、地域の高齢者福祉の拠点を目指します。



〒030-0947

青森市浜館字間瀬 85 番地 6

TEL : 017-757-8122

FAX : 017-757-8126

HP : sukoyakaen.com/

1 概要

すこやか苑は、平成26年12月1日に開設された地域密着型特別養護老人ホームであり、全室個室のユニットケア方式を採用している。家庭的な雰囲気の中で、入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重し、心穏やかに“その人らしい生活”を最期まで支えることを基本理念として運営してきた。

しかし近年、介護人材の確保難、建物設備の老朽化、地域の高齢者人口の変動等を背景に、安定的な運営の継続が困難となっていることから、法人として令和9年度末をもって事業を終了する方針を決定した。本計画期間（令和8～9年度）は、この方針に沿って2年間の縮小・整理期間として位置付ける。

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人（10人×2ユニット、9人×1ユニット）で運営してきた。要介護3以上の高齢者に対し、入浴・食事等の日常生活支援、機能訓練、療養上の世話を提供する。令和8年度は入所者減少に伴い、段階的にユニット縮小を進め、令和9年度には1ユニット体制を経て、年度末に事業終了を迎える。

(2) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

これまでは併設型ユニット（定員10人）及び空床利用型によりサービス提供を行ってきたが、令和8年3月末をもって併設型ユニットの使用を終了し、地域密着型3ユニットの空床利用型へ移行した。要支援1以上の高齢者に対し、短期利用を通じて心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とする。令和9年度は入所者減少に伴い、短期入所の受入れも段階的に縮小し、年度末の事業終了に向けて整理を進める。

2 課題とその対応

(1) 人材確保と定着

① 課題の概要

すこやか苑では、法人として令和9年度末での事業終了が決定していることから、今後の運営においては新規採用よりも既存職員の定着が重要となる。閉苑に向けた不安が高まりやすい時期であり、職員が安心して勤務を継続できる環境を整えることが課題である。

② 課題への取組

閉苑スケジュールや今後の見通しについて丁寧な説明を行い、個別面談等を通じて職員の不安軽減に努める。また、OJT・エルダー制度を継続し、日常的な支援体制を維持することで、閉苑まで安定したサービス提供が可能となるよう取り組む。

(2) 安定的経営基盤の確保

① 課題の概要

利用者数の減少に伴い収入が減少する一方、職員の雇用維持のため人件費は一定水準を保つ必要がある。閉苑までの期間、収支の悪化を最小限に抑えながら運営を継続することが求められる。

② 課題への取組

空床期間の短縮や短期入所の活用により収入確保を図る。また、縮小均衡型運営へ移行し、不要不急の支出を抑制することで、限られた資源の中で安定した経営基盤を維持する。併せて、光熱費や委託費等の固定費見直しも進め、事業終了までの財務負担軽減に努

める。

(3) 職場環境の改善

① 課題の概要

閉苑に向けて、職員の負担軽減とモチベーション維持が重要である。特に夜勤体制や業務量の偏りなど、日常業務の負担が離職につながる可能性があり、適切な業務分担と働きやすい環境整備が課題である。

② 課題への取組

ノーリフティングケアを継続し、身体的負担の軽減を図る。また、夜勤を含む勤務体制の見直しを行い、業務負担の平準化を進める。併せて、法人内への技術継承を計画的に進め、閉苑後も法人全体として支援の質を維持できるよう取り組む。

(4) 利用者の転居支援

① 課題の概要

事業終了に伴い、特養利用者の適切な受入先を確保する必要がある。利用者の生活の継続性を守るため、計画的かつ丁寧な転居支援が求められる。

② 課題への取組

家族説明会を実施し、全利用者のアセスメントを行った上で受入先候補をリストアップする。利用者の状態に応じて段階的な転居を進め、安心して移行できるよう支援する。また、関係機関との連携を密にし、移行後の生活が安定するよう継続的なフォローを行う。

(5) 事業終結と資産継承

① 課題の概要

閉苑後の建物引渡しに向けて、修繕・清掃等の準備が必要である。適切な資産管理と引渡し手続きの確実な実施が課題となる。

② 課題への取組

ユニット閉鎖を段階的に実施し、不要備品の整理を進める。必要な修繕・クリーニングを行い、最終的に鍵及び管理権限の引渡しを確実に行うことで、円滑な事業終結を図る。また、法人内の他事業所で再利用可能な備品については適切に移管し、資産の有効活用を図る。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度
【人材確保と定着】		
① 閉苑スケジュールの丁寧な説明の実施	○ 実施	継続
② 個別面談	○ 実施	継続
③ OJT・エルダー制度の継続	○ 実施	継続
【安定的経営基盤の確保】		
① 空床期間の短縮	○ 実施	継続
② 短期入所の活用	○ 実施	継続
③ 縮小均衡型運営への以降	準備	○実施

【職場環境の改善】		
① ノーリフティングケアの継続	○実施	継続
② 勤務体制の見直し	準備	○実施
③ 法人内への技術継承	準備	○実施
【利用者の転居支援】		
① 家族説明会の実施	○実施	継続
② 全利用者アセスメント	○実施	継続
③ 受入先候補のリストアップ	○実施	継続
④ 段階的な転居	○実施	継続
【事業終結と資産継承】		
① ユニット閉鎖の段階的实施	準備	○実施
② 不要備品の整理	○実施	継続
③ 修繕・クリーニング	準備	○実施 (-R10.3)
④ 鍵・管理権限の引渡し	準備	○実施 (-R10.3)

(2) 収支計画

内訳	令和7年度(現状)	令和8年度(見込)	令和9年度(目標)
事業活動収入(a)	183,692千円	114,533千円(見込)	37,000千円(目標)
事業活動支出(b)	244,428千円	218,662千円(見込)	115,000千円(目標)
収支差額(a-b)	△60,743千円	△104,129千円	△78,000千円
備考	・入居者減に伴う収入減	・縮小均衡運営へ移行	・廃止に伴う清算費用発生
	・人件費は雇用維持のため、一定水準	・不要不急の支出抑制	・修繕・クリーニング費含む

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

すこやか苑の令和7年度から令和9年度にかけての収支は、入所者数の減少と事業終了に向けた縮小運営の影響を大きく受ける。令和7年度は入所者減に伴う収入減が顕著となり、事業活動収入は183,692千円、事業活動支出は244,428千円となり、収支差額は△60,743千円となる見込み。令和8年度は、3ユニットから2ユニットへの縮小移行や短期入所の空床利用型への転換により、収入は114,533千円まで減少する見込みである。一方、職員の雇用維持を図るため人件費は一定水準を維持する必要があるため、事業活動支出は218,662千円となる見込みである。その結果、収支差額は△104,129千円と、前年度より赤字幅が拡大する見込みである。これは、縮小均衡型運営への移行期であり、収入減に対して支出の削減が追いつかない構造によるものである。

令和9年度は、事業終了に向けた最終年度として、入所者数の段階的減少に伴い収入は37,000千円まで大幅に減少する見込みである。支出については、閉苑までのサービス提供に必要な職員体制の維持に加え、修繕・クリーニング等の事業終結に伴う清算費用が発生するため、事業活動支出は115,000千円となる見込みである。その結果、収支差額は△78,000千円となる見込みであり、事業終了に伴う特有の財務負担が反映された形となる。

令和9年度の収入については、入所者数の段階的減少に伴い、地域密着型入所および短期入所の収入が大幅に減少する見込みである。特に、令和9年度後半は1ユニット体制となり、12月以降は入所者が数人となるため、年間収入は約37,000千円（目標）万円程度にとどまる見込みである。

一方、支出については、閉苑に向けて必要な職員体制を維持するため、人件費が一定水準で発生する。また、令和10年3月末の建物引渡しに向けて、修繕・クリーニング等の終結費用が発生することから、令和9年度末から令和10年度初頭にかけての財務負担も見込まれる。これらの費用については、事前に見積りを取得し、法人全体の財務計画の中で適切に調整する必要がある。

4 今後の方向性

すこやか苑では、法人として令和9年度末をもって事業を終了する方針が決定されており、今後の運営は「縮小・整理・終結」に向けた計画的な取組が求められる。令和8年度から令和9年度にかけては、入所者数の減少に合わせてユニットの段階的縮小を進め、最終的に令和9年度末の事業廃止および安生園への建物引渡しを確実に行うことが重要となる。

令和8年度は、地域密着型入所（特養）について、年度前半は3ユニット体制で運営し、入所者数の減少に伴い7月以降は2ユニット体制へ移行する。ユニット縮小に合わせて現場職員の異動を段階的に進め、必要な人員体制を維持しながら安定したサービス提供を継続する。また、短期入所については併設型ユニットを閉鎖し、空床利用型での運営へ完全移行する。地域密着型の入所者数が20人を下回る時期からは、空床を活用した短期入所の受入れを継続し、地域の介護負担軽減に寄与する。

令和9年度は、入所者数の減少に合わせて2ユニットから1ユニット体制へ移行し、10月以降は1ユニットでの最終運営を行う。入所者数は年度を通じて段階的に減少し、12月以降は数人、最終的には3月末で全利用者の退所が完了する見込みである。これに伴い、利用者の転居支援を計画的に進め、家族説明会の実施、アセスメントの再確認、受入先候補のリスト化、段階的な転居支援を行い、利用者の生活の継続性を最優先に支援する。

事業廃止に向けては、令和9年度第二四半期に指定辞退届の提出準備を行い、第三四半期に事業廃止手続きを進める。ユニット閉鎖、不要備品の整理、建物の修繕・クリーニング等を計画的に実施し、令和10年3月末の安生園への建物引渡しに向けて準備を整える。特に、入所者退去後すぐに改修作業が開始できるよう、事前の打合せや工程調整を確実に行う必要がある。職員体制については、閉苑に伴う不安を軽減するため、丁寧な情報提供や個別面談を継続し、OJT・エルダー制度の維持、勤務体制の見直し、ノーリフティングケアの継続等により、職員の負担軽減とモチベーション維持を図る。また、ユニット縮小に伴う職員異動を計画的に行い、法人内他事業所への技術継承を進めることで、閉苑後も法人全体として支援の質を維持できるように取り組む。

以上のとおり、すこやか苑は令和9年度末の事業終了に向け、入所者の生活の継続性を最優先に、職員の安定した雇用と法人全体の経営基盤維持を両立させながら、計画的かつ円滑な事業終結を進めていく。

9 就労サポートセンターはくちょう



【理念】

地域の中で、自分らしく、生き生きとした生活を続けられるサポートをします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの「思い」を大切にし、いきいきとした生活を支えます。
- 2 利用者の持っている力を活かして「働く」「暮らす」を応援します。
- 3 利用される方も、職員も、地域社会も、皆が共に成長していくことを目指します。

〒039-3311

平内町大字福館字雷電林1-50

TEL : 017-762-7803

FAX : 017-755-5602

HP : <http://www.syusapo-hakuchou.com/>

1 概要

(1) 就労継続支援 B 型事業 定員 20 人

一般企業での雇用が難しい方などに対して、生産活動の機会を提供し、その知識や技能の能力向上を図るために必要な訓練等を行う。

(2) 共同生活援助事業 定員 19 人

地域生活を希望する利用者に対して、共同生活援助事業(グループホーム)において食事提供や日常生活上の援助、相談などを行い自立した生活に向け、希望者には家庭復帰、単独生活、他の共同生活援助事業所への移行などに向けた支援を行う。

2 課題とその対応

(1) 利用者特性に応じた支援体制の構築

① 課題の概要

就労継続支援 B 型事業においては、精神障害者、発達障害者、高齢化等、多様なニーズに対し、利用者一人ひとりの特性に合わせた支援、専門性の向上が求められる。

共同生活援助事業においては、入居者の平均年齢が 45 歳、内 60 歳以上が 28%を占め、日常生活支援に加え身体機能や認知機能の低下等により状態的に見守りを必要とする等、地域生活継続が難しくなった際の利用者、家族への移行先の提案、検討が必要である。

② 課題への取組

多様なニーズに対し適切なサービス提供が行われるよう、障害特性に合わせた研修へ計画的に参加し、事業所全体の資質向上と人材育成を図る。

高齢化対策として、利用者、家族等の意向を踏まえたうえで、法人内入所施設及び、高齢者施設等、関係機関等と連携を図り移行を検討していく。また、利用者の心身の状況や、特性等を考慮し必要な時期に必要なサービスが提供できるよう、あわせて関係機関等と情報を共有しスムーズな施設移行等を目指す。

(2) 安定的経営基盤の構築

① 課題の概要

当事業所は、平内町、野辺地町在住の発達障害、精神障害を有する方、特別支援学校を卒業された方、法人内入所施設からの利用希望者を受け入れてきた。また、むつ市、上北方面の特別支援学校卒業生で共同生活援助利用ニーズを把握し二事業への獲得を図り、安定した利用者の獲得に繋げる必要がある。

② 課題への取組

特別支援学校への PR として、日中活動と夜間の居住を一体的にサービス提供できること、卒業後から障害年金受給までの期間、経済的負担を軽減する目的で利用者負担金等軽減制度を利用できることを、むつ市、上北方面の特別支援学校へ出向き広報活動に努め卒業後の利用者獲得に繋げる。併せて関係機関等と連携を図り、地域の潜在発掘に努め、新規獲得に努める。

(3) 自然災害、感染症発生時における管理体制の整備

① 課題の概要

昨今、各地で多発する自然災害が発生した場合、当事業所所在地は、平内町でも沿岸部に位置する浅所地区にあり、小湊川及び盛田川の氾濫に加え、津波の浸水区域である等、人的被害等のリスクが非常に高くなっている。事業所として、危機管理マニュアルを整備し計画的な訓練等を行っているが、あらゆる自然災害のリスクに備え更なる実効性が求められる。

② 課題への取組

事業所で想定される災害（地震、風水害、津波、火災等）、作業時間帯の他、送迎時間帯も含め各場面での初動対応を迅速かつ確実に実施できるよう、危機管理に対する研修を年2回以上行う他、訓練から得た課題を基にマニュアルを適宜見直し、実態に応じたマニュアル整備を行う。

感染症については、感染拡大防止に向け、日頃から利用者の健康観察に努める他、万が一、発症した際は、初動対応を迅速かつ確実に実施できるよう、ご家族等と情報を共有し感染拡大防止に努めていく。

(4) 生産活動の充実

① 課題の概要

現在、請負作業(漁業資材加工、タオル折り加工、ホタテ貝殻連結、チラシ折り等)と、清掃作業(外部福祉施設、公共施設、事業所内清掃等)の他、近隣保育園の除草及び除雪作業、水福連携商品の製造等、利用者の特性に見合った生産活動及び収益性の高い生産活動の拡充を図り工賃向上を目指してきた。

② 課題への取組

各作業については、請負った当時の単価契約のまま今日に至っており、昨今の物価高、最賃の引上げ等を鑑みて、行政機関や外部請負機関等に請負単価引き上げ交渉を行う他、生産活動を精査し、収益性が高く利用者の特性に見合った活動内容については継続・拡充する等、工賃向上計画に則り工賃向上を目指す。

(5) グループホーム運営に係る方針検討

① 課題の概要

現在、3棟(定員19人)体制で運営しているが、利用者の高齢化による身体機能や認知機能の低下等が顕著に伺われ、近い将来入所型施設への移行が必要となってくる。現段階では、利用者本人、ご家族ともに現状での地域生活を希望しているが、必要に応じて理解を得て施設移行を進めて行く必要がある。また、新規利用者獲得は、立地上、今後減少していくことが予測されグループホームの縮小を検討していく必要がある。

② 課題への取組

利用者の高齢化による状態に応じて入所型施設への移行を進めて行く上で、本人、ご家族の理解を得られるよう説明を重ね事前に入所型施設への入所申込をし、待機者登録を進めて行き、スムーズに施設移行できるよう運営して行く。施設移行及び新規利用者獲得が難しく空床率が高くなった際は、状況に応じてグループホームの縮小化を進めて行く。

3 年次計画

(1) 課題への取組計画

課題及び取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①利用者特性に応じた支援体制の構築					
・取組内容① 資質向上と人材育成	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容② 高齢化対策	検討	→	→	○ 実施	継続
②安定的経営基盤の構築					
・取組内容① 利用率の向上	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容② 新規利用者獲得	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容③ 地域ニーズの把握	○ 実施	継続	→	→	→
③自然災害、感染症発生時における管理体制の整備					
・取組内容① 危機管理マニュアル	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容② 研修の実施	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容③ 地域との連携	○ 実施	継続	→	→	→
④生産活動の充実					
・取組内容① 請負単価の見直し	○ 実施	継続	→	→	→
・取組内容② 工賃向上	○ 実施	継続	→	→	→
⑤グループホーム運営に係る方針検討					
・取組内容① 高齢化に伴う施設移行	○ 検討	○ 準備	→	○ 実施	継続
・取組内容② グループホームの縮小	○ 検討	○ 準備	→	○ 実施	継続

(2) 収支計画（拠点及び主な事業の資金収支計算書内の事業活動による収支：単位千円）

【はくちょう拠点全体】

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	91,470	109,785	114,572
支出(b)	85,555	97,376	116,482
収支差額 (a)-(b)	5,915	12,409	△1,910

① 就労継続支援B型事業

内 訳	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)
収入(a)	53,232	63,931	66,436
支出(b)	47,948	55,874	65,719
収支差額 (a)-(b)	5,284	8,057	717
備 考			

② 共同生活援助事業

内 訳	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (決算見込)
収入(a)	38,238	47,082	48,136
支出(b)	37,607	42,730	50,763
収支差額 (a)-(b)	631	4,352	△2,627
備 考			

【はくちょう拠点全体】

内 訳	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	113,687	116,057	111,339	92,963	92,963
支出(b)	114,658	114,658	114,258	92,763	92,763
収支差額 (a)-(b)	△971	1,399	△2,919	200	200

① 就労継続支援 B 型事業

内 訳	令和 8 年度 26 人(目標)	令和 9 年度 26 人(目標)	令和 10 年度 26 人(目標)	令和 11 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)
収入(a)	65,130	65,130	65,130	65,130	65,130
支出(b)	62,259	62,259	61,859	61,859	61,859
収支差額 (a)-(b)	2,871	2,871	3,271	3,271	3,271
備 考		ほのぼのクラウド化	固定資産減		

② 共同生活援助事業

内 訳	令和 8 年度 18 人(目標)	令和 9 年度 19 人(目標)	令和 10 年度 19 人(目標)	令和 11 年度 13 人(目標)	令和 12 年度 13 人(目標)
収入(a)	48,557	50,927	46,209	27,833	27,833
支出(b)	52,399	52,399	52,399	30,904	30,904
収支差額 (a)-(b)	△3,842	△1,472	△6,190	△3,071	△3,071
備 考			12 月から 13 人とした場合		

※資金収支計算書内の事業活動による収支を基にする。

4 今後の方向性

就労事業については、安定的な事業運営に向け、新規利用者の獲得を図り年間平均利用率 125%の目標に向け段階的に利用率向上を図る等、今後の法改正・報酬改定に合わせた福祉サービスを展開していく。また、個々の利用者ニーズに対応できるよう事業所全体の資質向上と人材育成に努めていく。

共同生活援助事業については、利用者の高齢化が益々深刻化されることが想定され、利用者一人ひとりの心身の状況、障害特性等、ライフステージに合った居住の場を提供できるよう各分野での連携を進めていく。

共同生活援助事業の運営面については、厳しい状況下であり現在の定員維持が困難となった場合は、事業縮小を視野に取り組んでいく。

現在の3棟:定員19人から2棟:13人に縮小するにあたっては、前年度実績から職員人員配置が定められているため令和10年度は620万円の赤字が見込まれるが、令和11年度は赤字が310万円と約半分となり、職員の配置人数により解消される見込みであり安定的経営を目指していく。

10 青森障害者就業・生活支援センターすこやか

1 事業概要

障害者就業・生活支援センター（以下「センター」）は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を目的として、公共職業安定所や職業センターをはじめとする雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域における就業面および生活面の支援を一体的に行う事業である。本センターは青森県（以下「県」）の推薦に基づき、厚生労働省労働局（以下「局」）が単年度で指定する事業であり、予算面では就業支援に係る事業費を局、生活支援に係る事業費を県が負担する構造となっている。

令和4年4月にセンター事業を受託し、当初は公共職業安定所付近での運営を想定したが適地がなく、令和6年10月より養護老人ホーム安生園（以下「安生園」）内で事業を実施している。

2 主な課題と対応方針

(1) センター指定に係る実績要件

① 課題の概要

センター指定に係る実績要件として、就職件数や実習あっせん件数、ネットワーク構築セミナー実施、在職者交流会およびピアサポート活動の実施について、一定の回数と水準が求められている。

② 対応方針

公共職業安定所、職業センター、障害福祉就労サービス、学校、訓練機関、病院等の関係機関との連携を強化し、安定的な実績確保を目指す。また、セミナーや交流会、ピアサポート活動は年度ごとにテーマを設定し、計画的に必要な回数を実施する。

(2) 人材の配置に関する課題

① 課題の概要

イ 事務担当職員の業務

センター事業の予算上、総務担当職員、事務担当職員および経理担当職員の配置に係る人件費は計上されていない。他法人センターにおいては、電話受付等の事務対応を担う職員として0.5人分を配置している事例や、法人本部の総務職員がセンター事務業務を兼務している事例が見られる。一方、当法人においては、就業支援担当者および生活支援担当者が総務業務を兼務する体制を継続しているが、業務負担の増大が課題となっており、令和7年には退職事例も生じている。

また、センターの経理事務業務は煩雑である。要因として、局が認める事業費科目と社会福祉法人会計科目の仕訳調整の整理、法人内の貸付・償還・区分移動に係る根拠整理、流用確認、日常の支払業務に加え、局および県への予算執行報告、説明、予算精査への対応が挙げられる。

そのため、事務職員には一定水準以上の知識および経験が求められるが、専門的知識や経験の有無にかかわらず遂行可能な業務手順の整理および標準化が必要である。

ロ 就業および就労支援に係る職員

センター支援担当者に求められる条件および業務遂行に必要な技量を備えた職員が法人内に十分確保されているとは言い難い状況にある。今後、人材育成および人材確保が

計画的に進まなければ、事業拡大のみならずセンター事業の安定的継続にも影響が生じる可能性がある。

また、業務内容のマニュアル化は可能であるものの、業務範囲が広く専門性も高いため、マニュアルのみでの対応には限界がある。加えて、勤務条件上、時間外手当や処遇改善手当の対象外であること等から、職員の配置および意欲維持の面において課題がある。

②対応方針

イ 事務担当職員の業務

経理事務業務について、事業費（および事務費相当）として認められる経費と認められない経費の内訳を明確化し、人件費、物価上昇分及び計画にかかる経費について局および県と年度を通じて相談・確認を行い、適正な予算編成に向けた次年度計画を作成し構築する。

また、安生園との按分率および科目名称について整理・共有を図り、監査時の説明および日常運用の円滑化に努める。

職員配置については、法人事務局における総務支援体制の整備、外部委託、職員兼務体制の見直し、事務局機能の配置変更等を含めた具体的代替案について検討し必要に応じて継続的に協議する。

ロ 就業および就労支援に係る職員の育成

法人としてセンター所属職員の動機づけとなる方策を検討する。具体策として、育成期間中の人件費および機材経費を法人負担とする方法や、各所属において企業実習を受け入れつつセンターのスーパーバイズを受ける体制を法人主導で構築し、段階的に経験と専門性を高める仕組みを整備する。

(3) センターの運営計画に関する課題

①課題の概要

イ 予算の精査

業務上、パソコン、管理ソフト、ビジネスソフト、携帯電話、車両等は職員数に応じた台数が必要であるが、現状では1~2台不足している状況にある。予算内訳の精査が必要であるものの、リース契約等により短期的な見直しが困難な項目も多い。令和8年度末で終了する契約もあるが、令和9年度および令和10年度に継続する契約もあるため、複数年にわたる計画的な精査が必要である。

また、令和6年度事業の監査前後において、安生園から貸付として請求される光熱水費等の額について確認があった。按分根拠は面積割であるが、収容人数や使用時間を考慮した場合の合理性について説明が求められた経緯がある。その結果、センター内按分比率を見直し、費用負担の多くを県支出とした経緯がある。

予算は前年度踏襲が原則であるため大幅な増額は困難であるが、計画的な協議により人件費および物価上昇分や計画を反映した段階的な見直しは検討の余地がある。水道光熱費等の内訳変更のみでは収支構造の改善には直結しないため、根本的な整理が必要である。

ロ 運営場所

安生園で運営するメリットとして、青森市内に所在すること、保健大学に隣接していること、駐車場が無料であること、法人内協力体制が得やすいことが挙げられる。

一方、水道光熱費の按分方法について引き続き検討が必要であること、按分率変更による事務負担増、公共交通機関の利便性、バリアフリー対応、建物構造上の制約等が課題として挙げられる。事業の性質上、ハローワーク近接地での運営が理想的ではあるが、現時点で実現可能な条件は整っていない。

②対応方針

センター運営は安生園との連携体制に大きく関係する。年度ごとに条件が変動する可能性を踏まえ、センターにおいて保有していない固定資産の貸与の可能性や、今後の就労サービスの展開を含め、安生園および法人事務局と継続的に協議を行い、持続可能かつ安定的な運営体制の構築を図る。

3 年次計画

(1) 課題への取り組み

課題及び取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①センターの指定に係る実績要件					
・要件の実施	○ 計画、実施	継続	→		
②人材の配置に関する課題					
・事務担当職員の業務	○ 検討、構築	継続	→		
・就業および就労に係る職員の育成 (事業所企業実習)	○ 説明と実施	継続	継続	○ 新規サービスの決定により配置及び継続	継続
③センターの運営計画に関する課題					
・安生園、法人事務局との協議	○ R8、R9に係る安生園との按分率や貸与について検討	○ 運営拠点(中央地域移転(サテライト含む)または安生園)の検討	○ 就労サービス実施の検討	○ 就労サービス開始、延期、中止、白紙撤回の決定	→

4 今後の方向性

安生園建物を活用した、またはセンターと併設した障害福祉就労サービスの実施については、法改定の動向および圏域におけるサービスの情勢を踏まえた適切な時期の見極めが必要である。あわせて、法人全体として取り組むべき人材育成および人員配置に係る体制整備が前提となることから、詳細な内容については本基本計画とは別に定める事項とする。